

平成 24 年 3 月策定

平成 31 年 3 月改定

令和 6 年 3 月改定

# 西都市食育・地産地消推進計画

(西都市 6 次産業化戦略)



令和5年度こどものふるさと sight 展 入賞作品 三財小学校 2年 せきや みなと君

こうふく こうふく こうふく  
耕福と口福で康福生活！

令和6年3月

宮崎県西都市

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

## 第2章 本市の食をめぐる現状と課題

1 健康に関する現状	3
2 食生活等に関する意識の現状	6
3 本市の農林業の概要	17
4 地産地消をめぐる状況	19
5 本市の「食」が抱える課題	21

## 第3章 食育・地産地消にあたっての基本的な考え方

1 基本目標	23
2 基本施策	23

## 第4章 食育・地産地消の推進に関する施策

1 食育・地産地消の推進	24
2 年代に応じた食からの健康づくりの推進	26
3 食生活の改善に向けた取組の推進	29
4 地域の食文化と農林水産業に根ざした食育の推進	30
5 地場製品の消費拡大と効果的な利用促進	31

## 第5章 食の魅力を高める6次産業の推進（西都市6次産業化戦略）

1 趣旨	33
2 6次産業化の現状と課題	33
3 取組方針	34
4 6次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はそれを 原材料として開発及び生産する新商品の種類、当該新商品を生産する際に用 いる加工の技術、当該新商品の販路開拓等の方向性	35
5 育成を図る6次産業化事業体の将来像	36
6 6次産業化等を支援する施策	36

## 第6章 計画の推進にあたって

1 推進体制	37
2 推進主体別の役割	37
3 計画の進行管理	38

## 第7章 食育・地産地消及び6次産業化の推進における数値目標 39

### 参考資料

前回食育・地産地消推進計画の目標達成状況	40
西都市食育・地産地消推進計画策定委員会設置要綱	41
西都市の野菜・果実 出荷カレンダー	42

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

私達の住む西都市の誇れる財産の一つとしてあげられるのが「豊かな自然」であり、その豊富な水と大地の下で、新鮮で美味しいさまざまな農林水産物が育ちます。私達はこれまで、この恵みに感謝しながら、風土に適した食文化を築き、豊かな食生活を営んできました。

しかしながら、本市のみならず国内において農林水産物の生産者が減少しているだけでなく、生産者と消費者の距離も遠くなり、地元の農林水産物を食す機会も少なくなっています。また、食をめぐる環境は時代とともに変化し、簡単で便利な食品が次々と販売され、一年中24時間どんなものでも揃います。このような飽食の時代と言われる中で、過食・偏食・孤食などの問題が指摘され、このままでは、健康で文化的な生活が危ぶまれるという懸念が高まりつつあります。

こうした課題に対応するため、国は平成17年に「食育基本法」を施行、令和3年には、国民自らが食育推進活動を実践することにより、食への理解を深めるための「第4次食育推進基本計画」を策定しました。また、平成23年には「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（通称：6次産業化法）を施行し、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を策定・実施しています。

宮崎県においても、新たな食育推進計画及び地産地消推進計画として、令和4年に「第3次宮崎県食育・地産地消推進計画」を策定し、食育と地産地消の一体的推進を図っています。

今回、現計画が令和5年度に計画終期を迎えるとともに、国の「第4次食育推進基本計画」及び県の「第3次宮崎県食育・地産地消推進計画」が策定されたことから、前回計画の趣旨を引き継ぎつつ国及び県の計画内容を踏まえ、本計画を策定することで本市における食育・地産地消及び6次産業化を推進します。

**食育とは、食に関する知識や食を選択する力を取得し、健全な食生活を実践できる人を育てることを言います。**

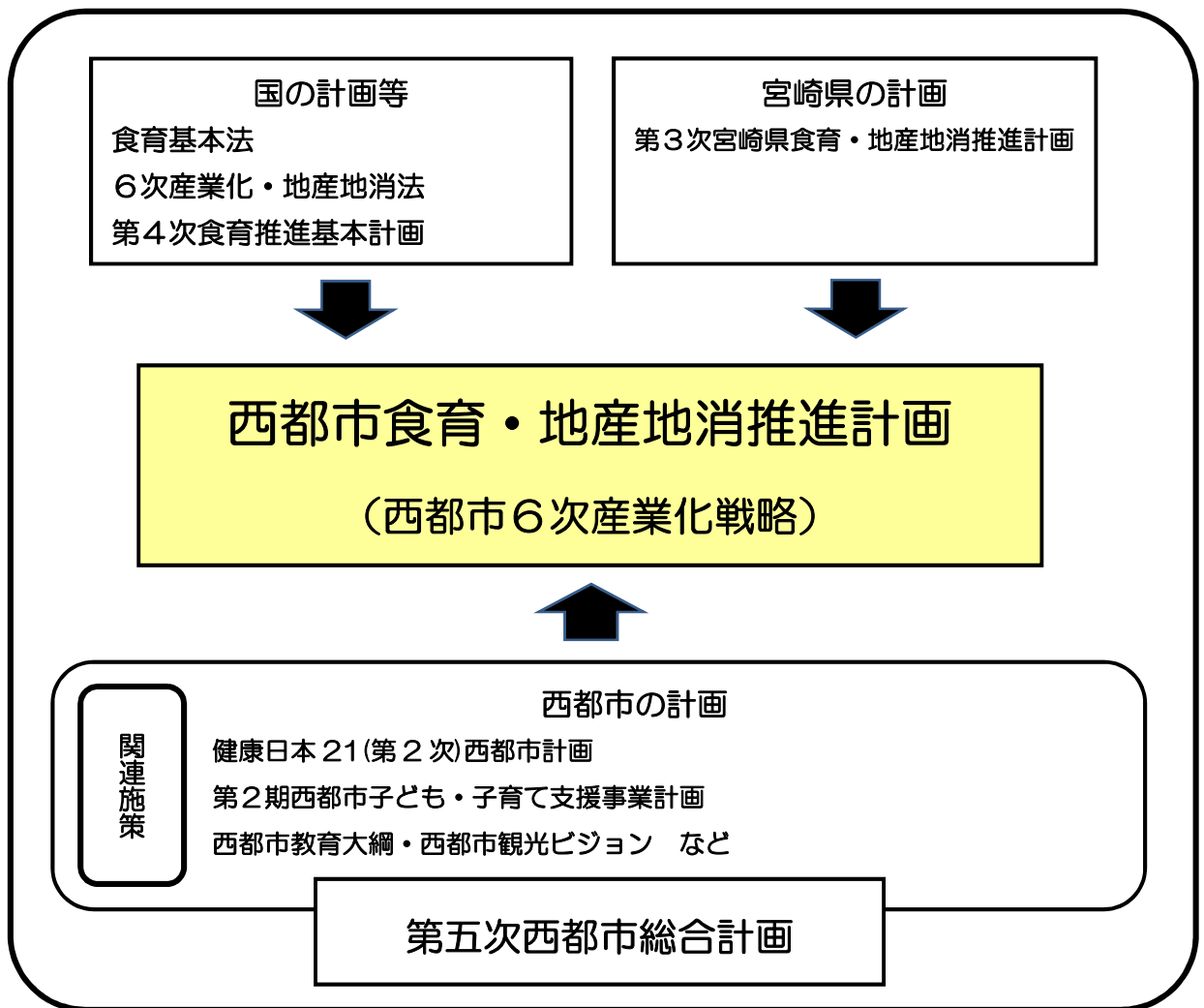
**地産地消とは、地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取組のことを言います。**

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画、及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成 22 年法律第 67 号）第 41 条第 1 項に基づく市町村地産地消促進計画として位置づけるものとします。

また、本市が策定する「第五次西都市総合計画」等、関係計画と相互に連携し、食育・地産地消及び 6 次産業化を具体的に推進するための行動計画として位置づけます。

計画のイメージ



## 3. 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年計画とします。

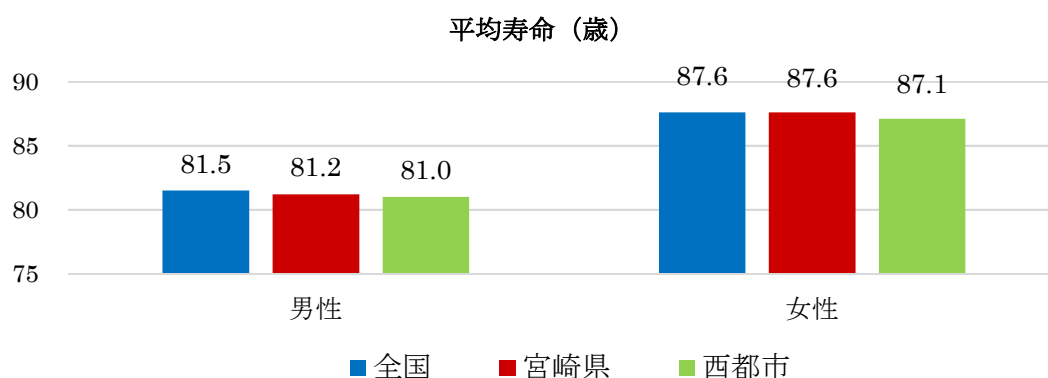
ただし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 第2章 本市の食をめぐる現状と課題

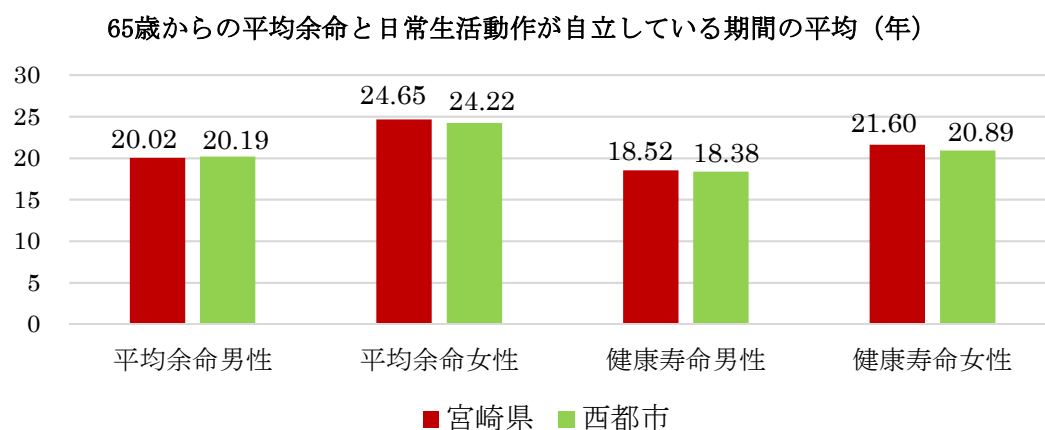
### 1. 健康に関する現状

#### ① 平均寿命と65歳からの平均余命及び健康寿命

本市における平均寿命※は、男性81.0歳、女性87.1歳で、男性及び女性のいずれにおいても全国平均及び宮崎県平均値よりわずかに低い状況にあります。また、65歳からの平均余命※と健康寿命※の平均で見ると、平均余命・健康寿命ともに女性に比べて男性が低い傾向になっています。



資料：厚生労働省から公表される「市区町村別生命表の概況」より算定（令和2年）



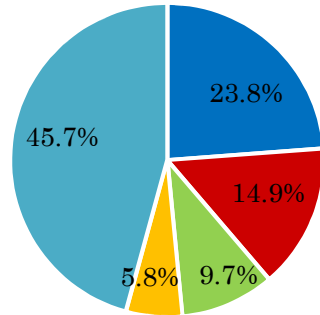
資料：宮崎県健康づくり推進センター（令和元年）

- ※1 平均寿命 0歳における平均余命（その年の年齢別死亡率で死亡していくとした場合、0歳の者が生きることとなる平均年数）
- ※2 平均余命 ある年齢の人々があと何年生きられるかという期待値
- ※3 健康寿命 日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、生活ができる期間のこと  
介護認定情報、人口と死亡数を基礎情報とした65歳の方が「日常生活動作が自立している期間」で算定

## ② 死亡原因

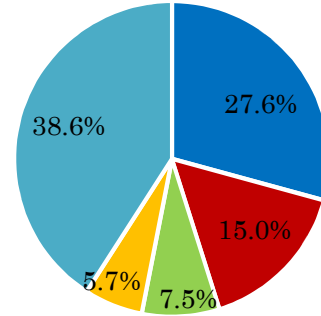
本市における死因をみると、全国と同じように多い順から悪性新生物※、心疾患、脳血管疾患、肺炎となっており、これらで死亡者総数の約54%を占めています。

西都市における死亡原因の割合



■ 悪性新生物 ■ 心疾患 ■ 脳血管疾患  
■ 肺炎 ■ その他

全国における死亡原因の割合



■ 悪性新生物 ■ 心疾患 ■ 脳血管疾患  
■ 肺炎 ■ その他

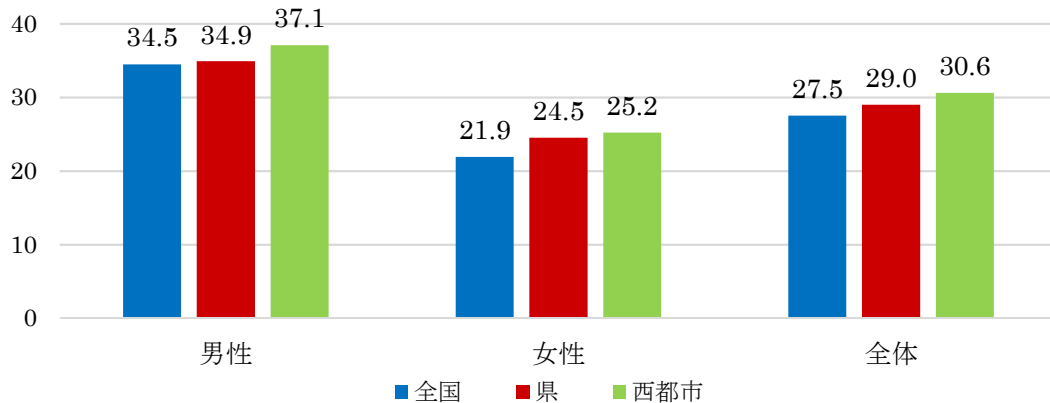
資料：衛生統計年報（令和2年度）

※ 悪性新生物 悪性腫瘍。細胞が何らかの原因で変異して増殖し、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍。がんや肉腫などが該当

## ③ 肥満者の割合

国民健康保険特定健診の受診者におけるBMI25以上の人の結果をみると、本市は全国及び宮崎県の平均値より高く、肥満の人が多い傾向にあります。

BMI 25 以上の人の割合 (%)



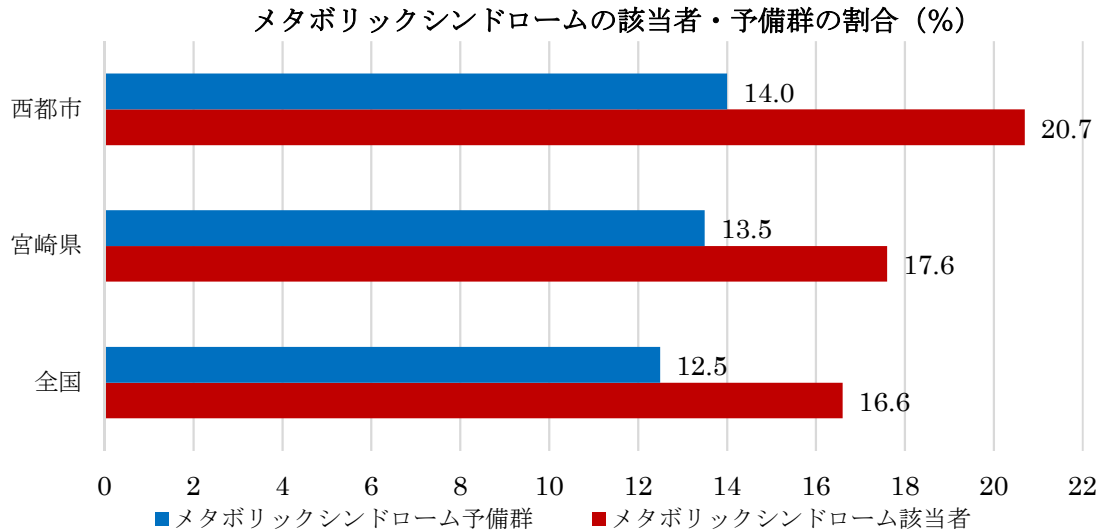
資料：KDB システム：厚生労働省様式（令和3年度）

※ BMI 体重と身長の関係から算出される、ヒトの肥満度を表す体格指数 BMI = 体重 kg ÷ (身長m × 身長m)

#### ④メタボリックシンドロームの該当者とその予備群

メタボリックシンドローム※（略称：メタボ）になると肥満とともに動脈硬化が進み、心筋梗塞、脳梗塞になる危険性が高まると言われています。

本市における40歳から74歳の国民健康保険特定健診におけるメタボリックシンドロームの該当者とその予備群の割合をみると、いずれにおいても全国及び宮崎県の割合よりも高い傾向にあります。



資料：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」及び令和3年度西都市国民健康保険特定健診の受診者データ（40～74歳）令和3年度

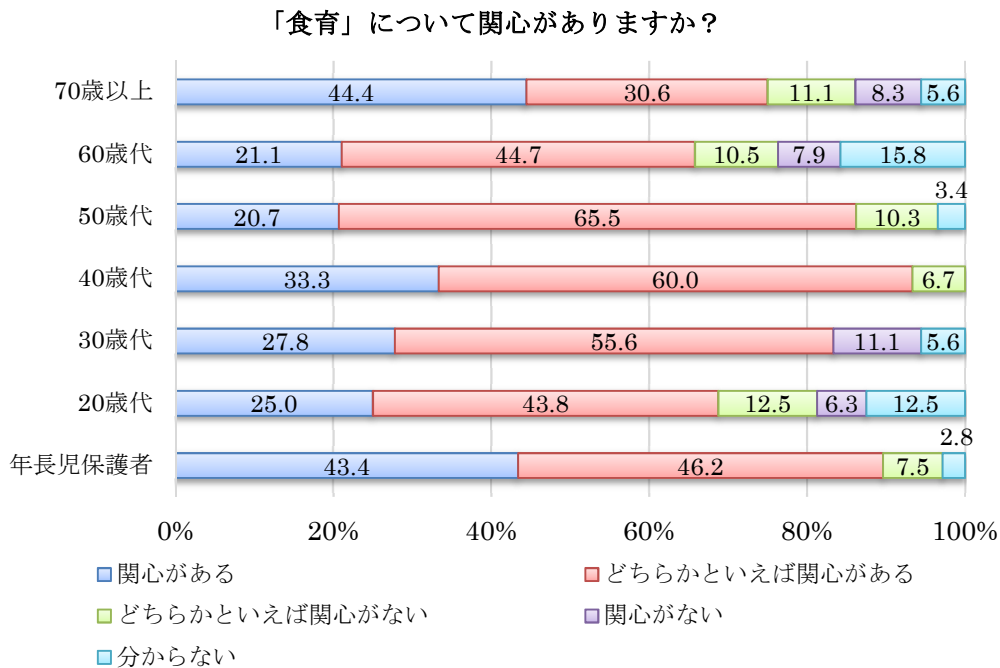
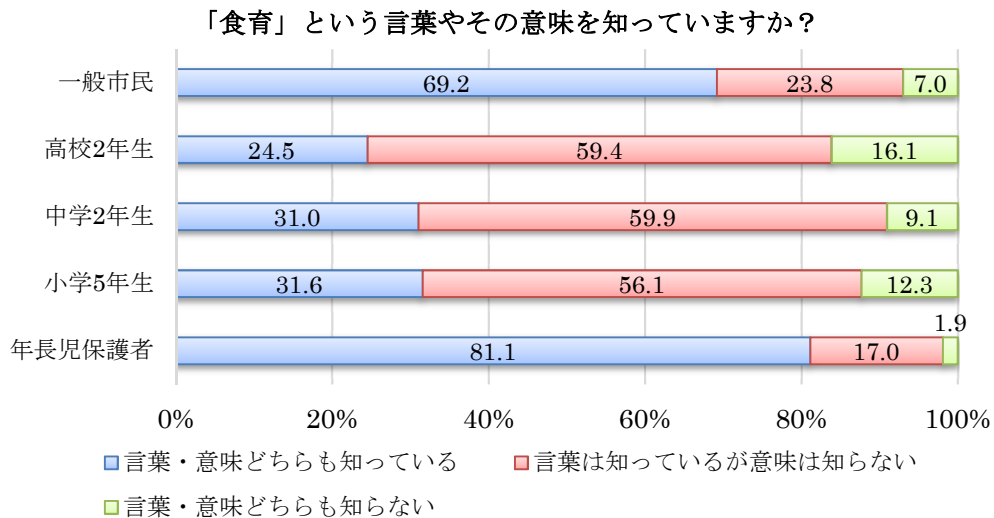
※ メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上の症状が一度に出ている状態。腹囲は基準値以上だが、糖代謝、脂質代謝、血圧の異常が1項目までのものを予備群という。

## 2. 食生活等に関する意識の現状

### ①食育に対する認識と関心

本市において「食育という言葉を知っている人」の割合は、いずれの年代においても80%以上となっています。しかし、その意味まで知っている人の割合は、高校生で24.5%、小中学生においては約31%と低い傾向にあります。

食育への関心度をみてみると、食育に関心がある人（関心がある+どちらかといえば関心がある）の割合は、20歳代と60歳代において低くなっています。



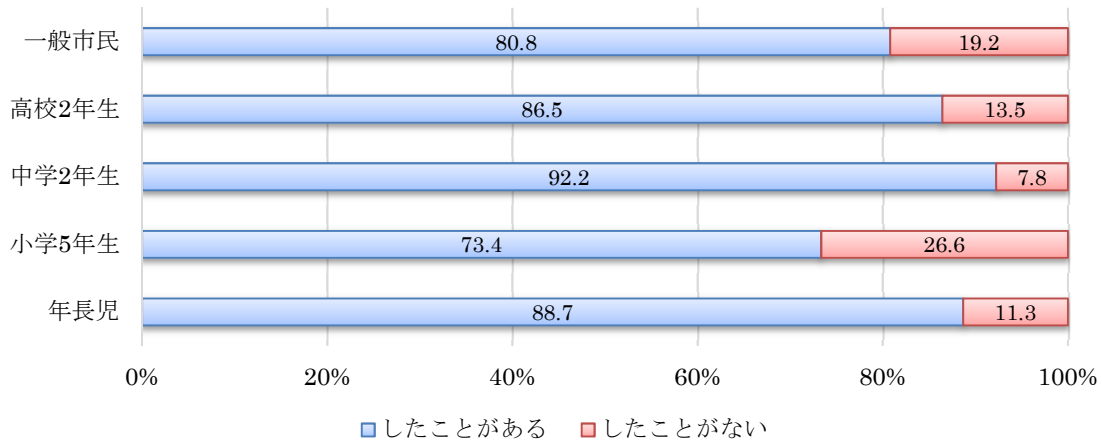
資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」



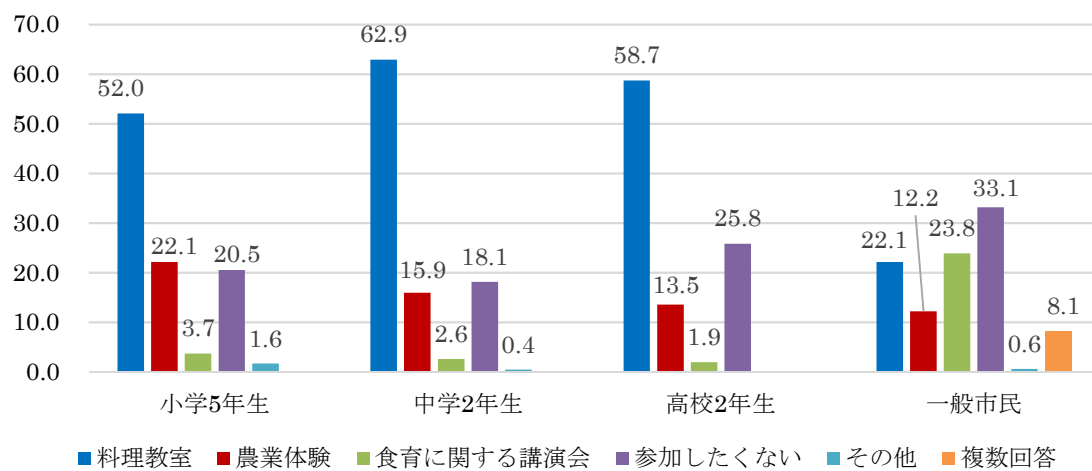
「農作業体験をしたことがあるか」の問いでは、小学生では73.4%が、小学生を除いた年代では80%以上が「したことがある」と回答しています。

また、「食育に関するどのような活動に参加したいか」の問いでは、高校生以下では料理教室の割合がいずれも50%以上となっています。

農作業体験をしたことがありますか？



食育に関するどのような活動に参加したいですか？

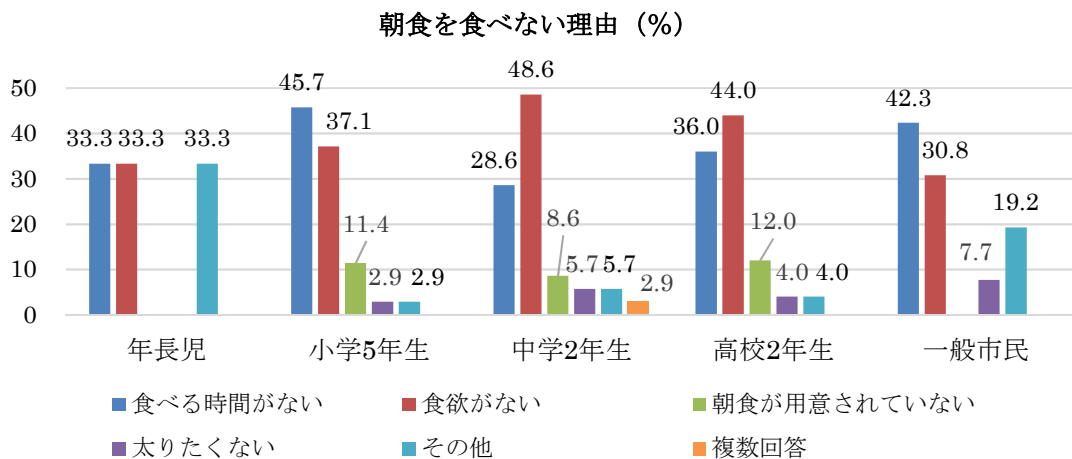
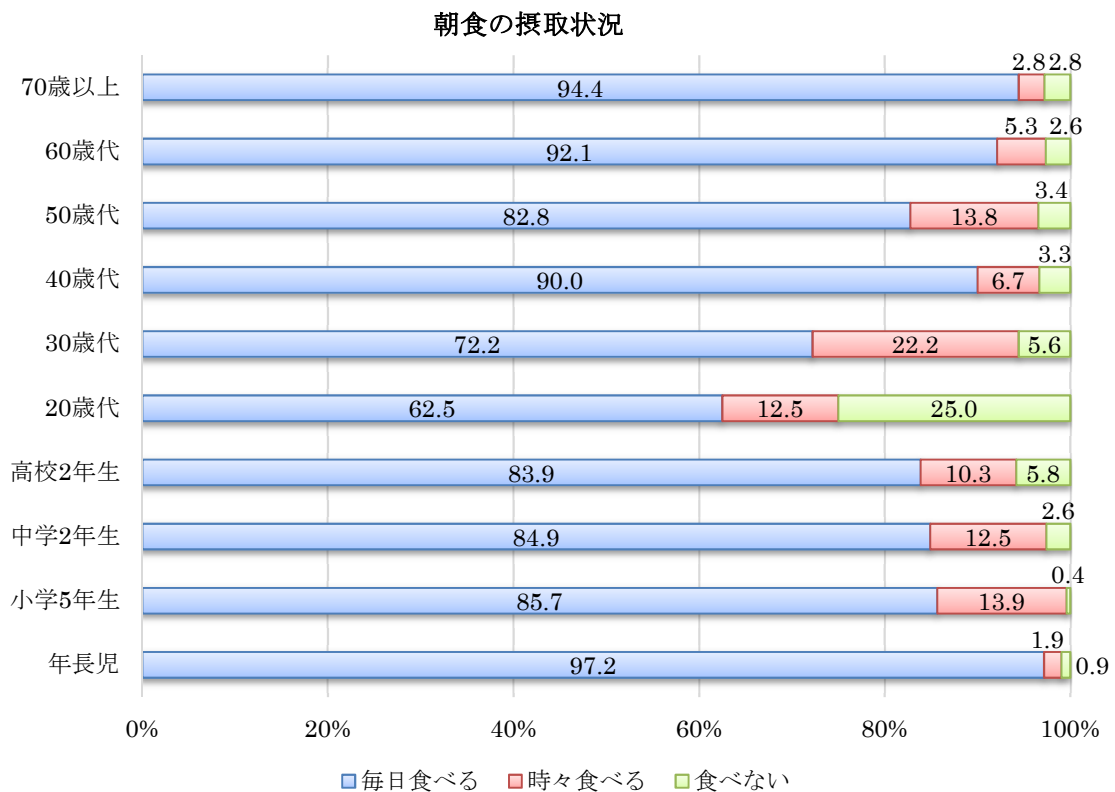


資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

## ② 朝食の現状

本市における朝食の摂取状況をみてみると、20歳代・30歳代の一般成人については、毎日朝食を食べる人の割合が80%を下回っており、特に20歳代では62.5%と低い状況にあります。高校生以下の朝食の摂取状況では、年長児は高い割合で毎日朝食を食べている状況ですが、小学生・中学生・高校生では15%程度の割合で朝食を摂らずに登校する児童生徒がいる現状がうかがえます。

朝食を食べない理由としては、「食べる時間がない」と「食欲がない」が多くなっています。

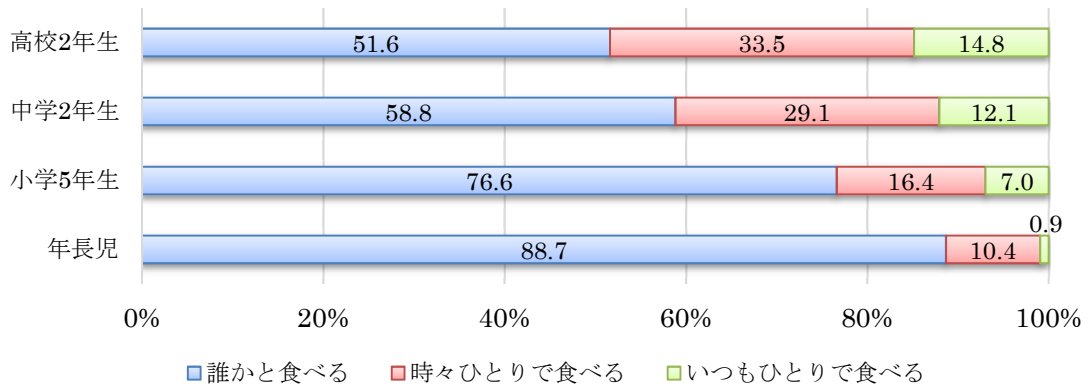


資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

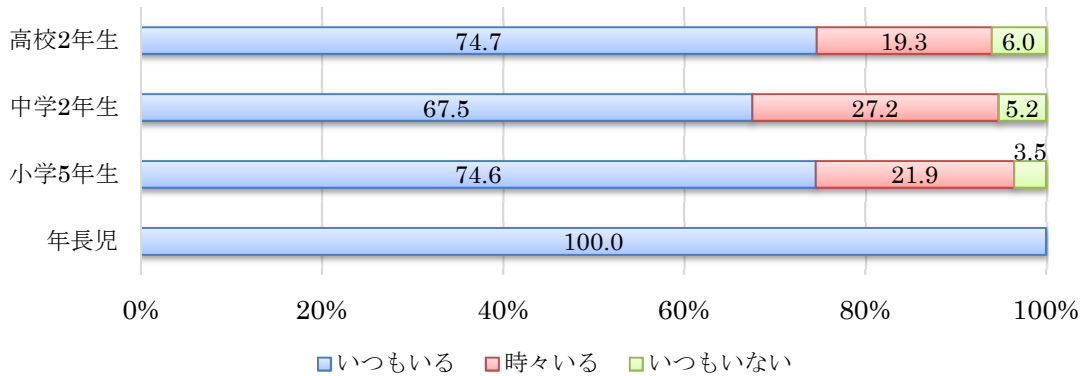
### ③ 孤食の現状

高校生以下における、朝食や夕食を一人で食事をする「孤食」の現状をみると、年代が上がるにつれて、孤食の割合が増加しています。また、小学生から高校生では、大人の方が家にいるのかかわらず一人で食事をしている子どもが、70%程度いる現状があります。

朝食や夕食を1人で食べることがありますか？



一人で朝食や夕食を食べるとき大人の方は家にいますか？



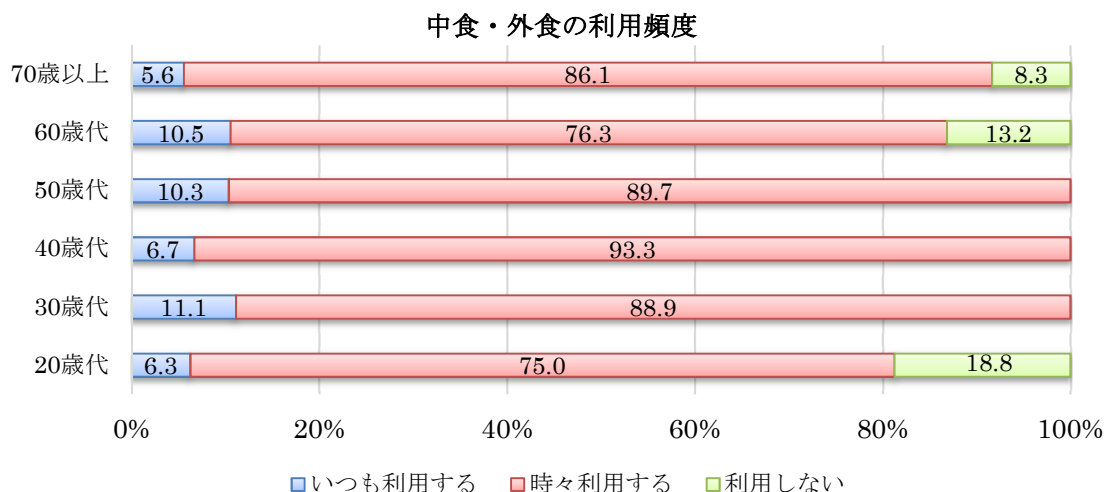
資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

## ④ 食生活の現状

### 1) 中食・外食の利用頻度について

中食\*・外食の利用状況をみてみると、ほとんどの人が利用しており、特に30歳代から50歳代では利用する人（いつも利用する+時々利用する）の割合が100%となっています。

中食・外食は、内食\*と比べると、主食・主菜に偏った食事、塩分や脂肪の摂取が多い食事になりがちです。

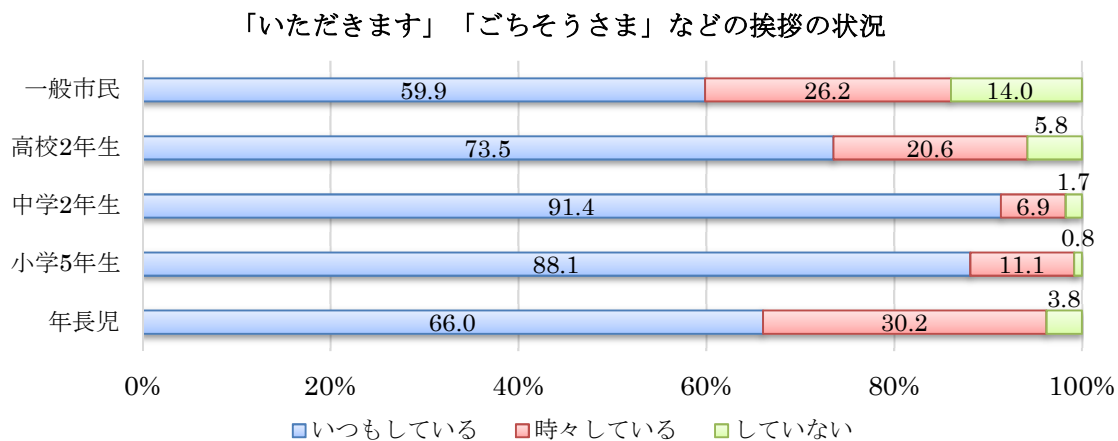


※ 中食 スーパーやコンビニエンスストアの弁当や惣菜など、家庭外で調理された商品を購入し、家庭の食卓で食べる食事形態

※ 内食 家で素材から調理したものを食べる

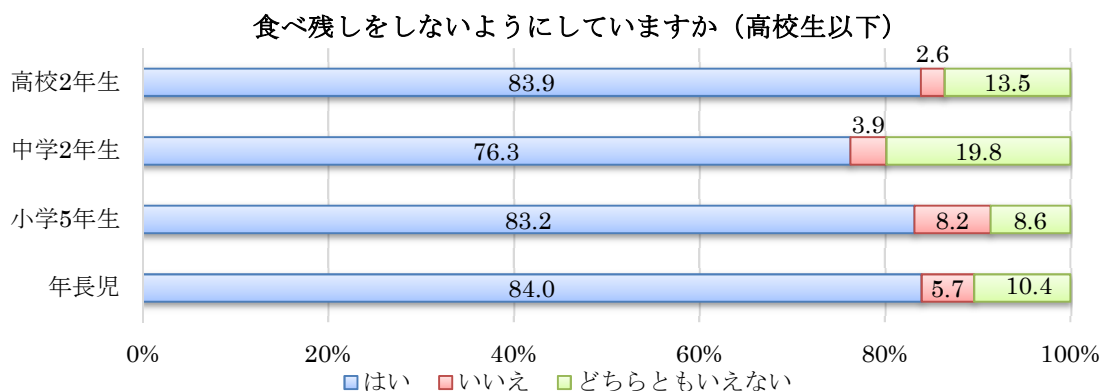
### 2) 「いただきます」や「ごちそうさま」等あいさつの状況

食事前後のあいさつの状況をみてみると、年代が上がるにつれ「いつもしている」と回答した割合が低くなっている傾向があり、一般成人では約60%にとどまっています。



### 3) 食べ残しの状況

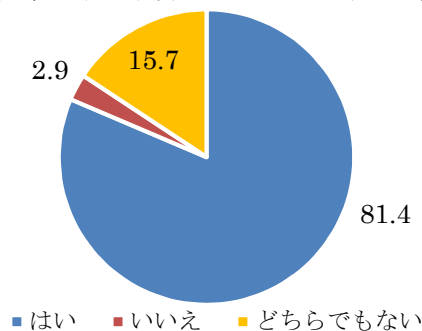
子どもの食べ残しに対する意識についてしてみると、高校生以下において、約80%の児童生徒が、完食に努めている状況にあります。



資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

一般市民における食品ロス※に対する意識について見てみると、食品廃棄の減少に努めている一般市民の割合は81.4%と、その意識が高い状況にあります。

食品の廃棄を減らす努力をしていますか（一般）



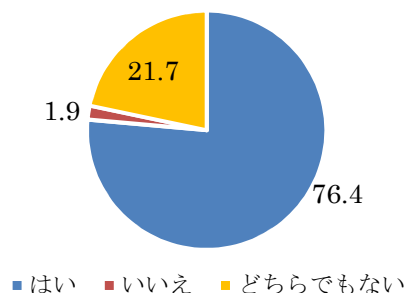
資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

※ 食品ロス 売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べられるはずの食品が廃棄されること

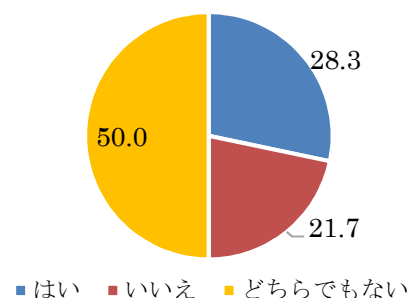
### 4) 子どもの食生活

年長児の保護者を対象に、子どもの食事における、野菜摂取及び減塩について調査をしたところ、野菜の摂取量については75%以上の保護者が気をつけていますが、減塩など薄味に気をつけている保護者は、約30%程度にとどまっています。

野菜の摂取量に気をつけていますか



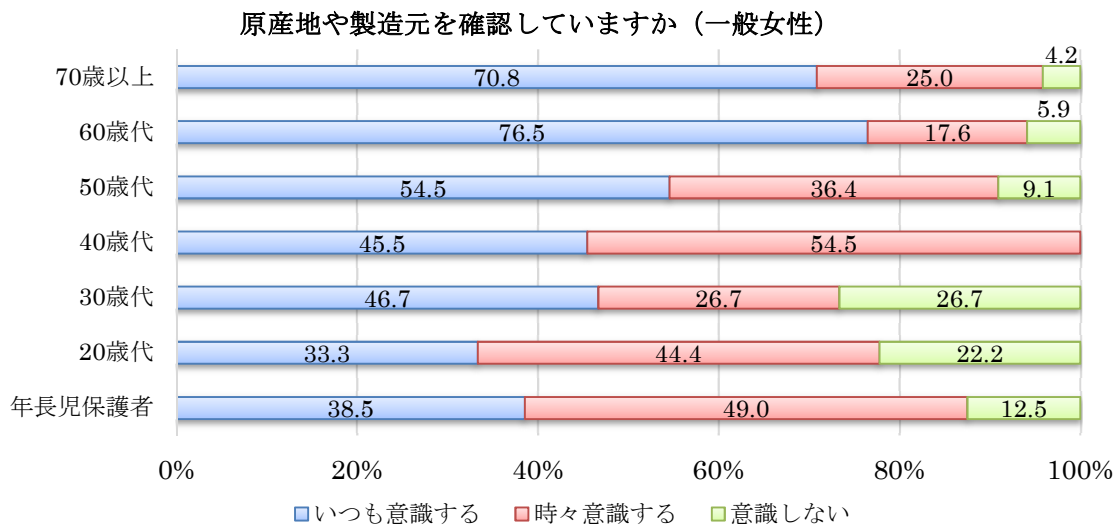
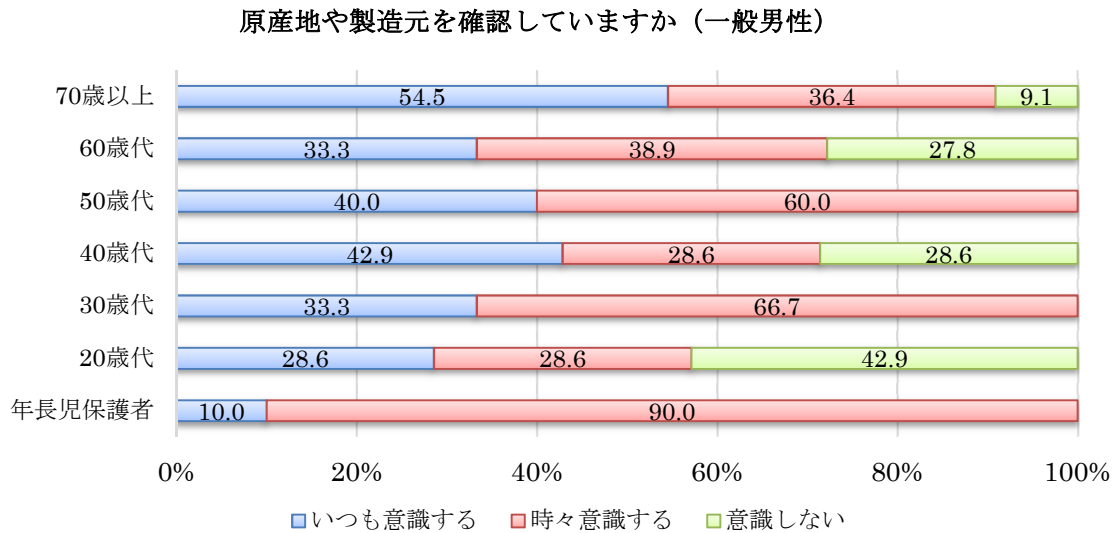
減塩や薄味に気をつけていますか



資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

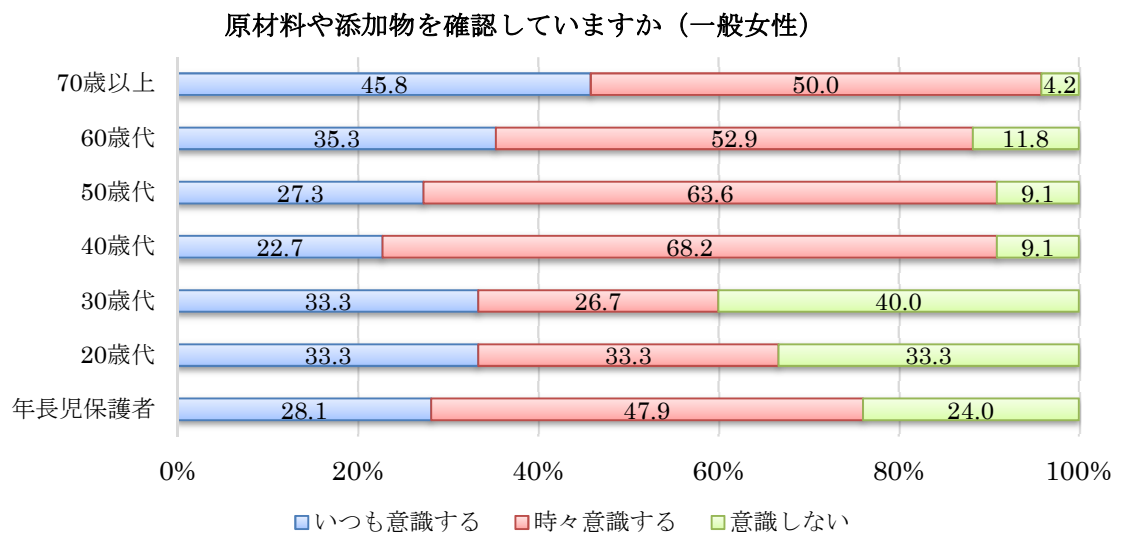
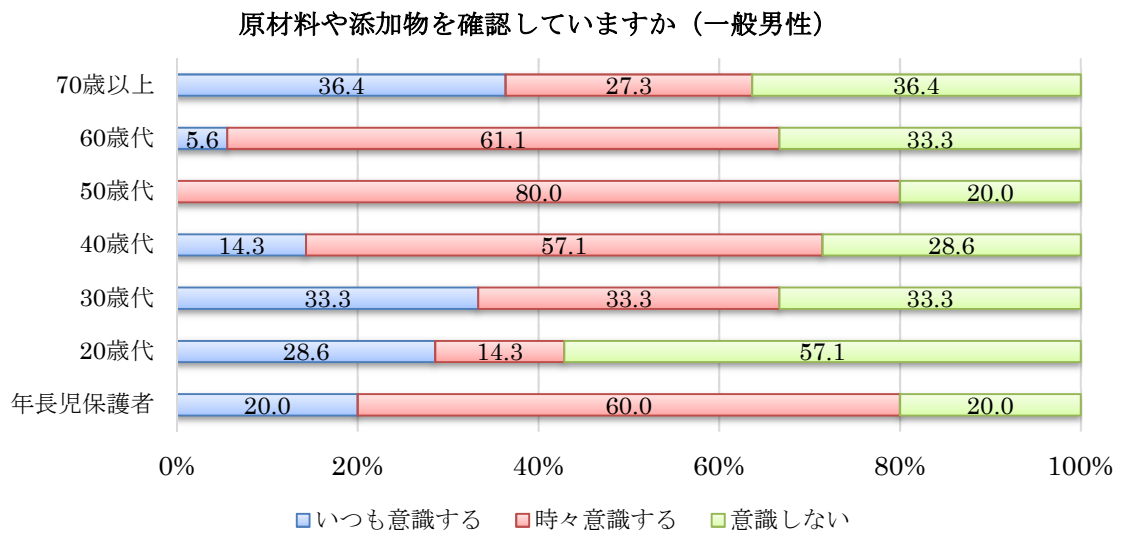
## 5) 食品の選択

食品を購入する際の「原産地や製造元の確認」では、男性より女性の方が意識して購入する割合が高い傾向にあります。また、「いつも意識する」は70歳以上の男女で半数を超える一方で、20歳代男性では、42.9%の人が特に意識せずに購入している現状があります。



資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

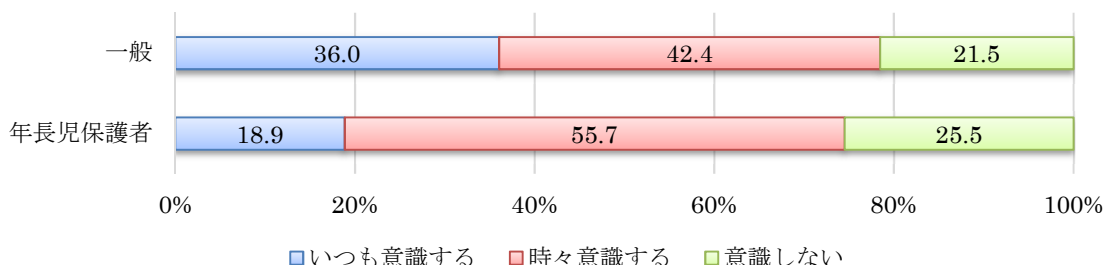
食品を購入する際の「原材料や添加物の確認」においても、男性より女性の方が意識して購入する割合が高い傾向にあります。また、「いつも意識する」人の割合は、全ての世代で50%以下となっています。



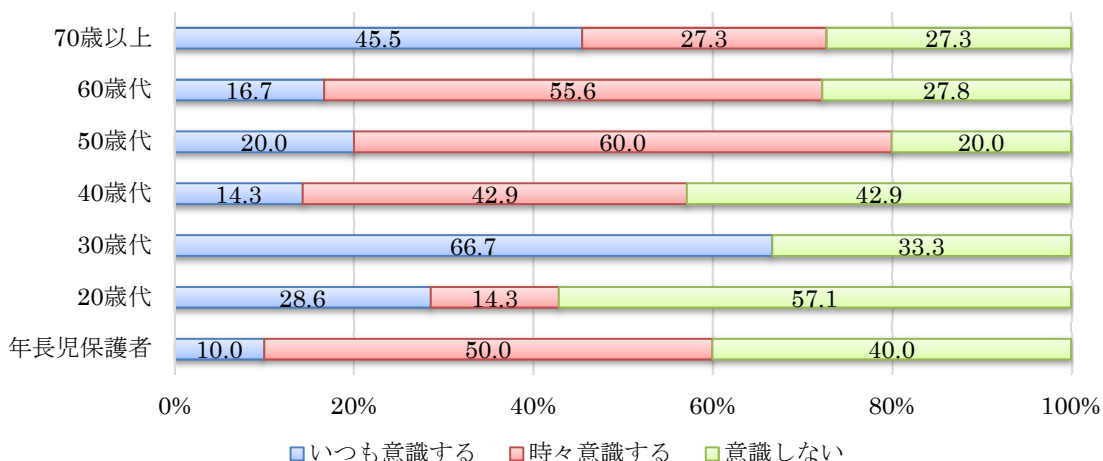
資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

食品を購入する際の「宮崎県産・西都市産の食材を使用することを意識しているか」では、一般市民の78.5%、年長児保護者の74.5%が意識している現状にあります。内訳では男性より女性の方が、また年代が上がるにつれて意識して購入する割合が高い傾向にあります。

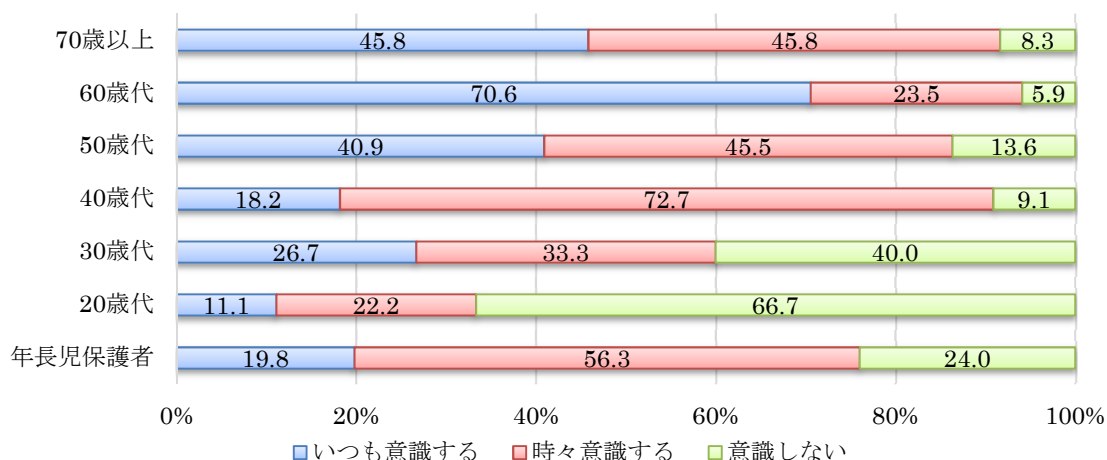
宮崎県産・西都市産の食材を使用することを意識していますか



宮崎県産・西都市産の食材を使用することを意識していますか (男性)



宮崎県産・西都市産の食材を使用することを意識していますか (女性)



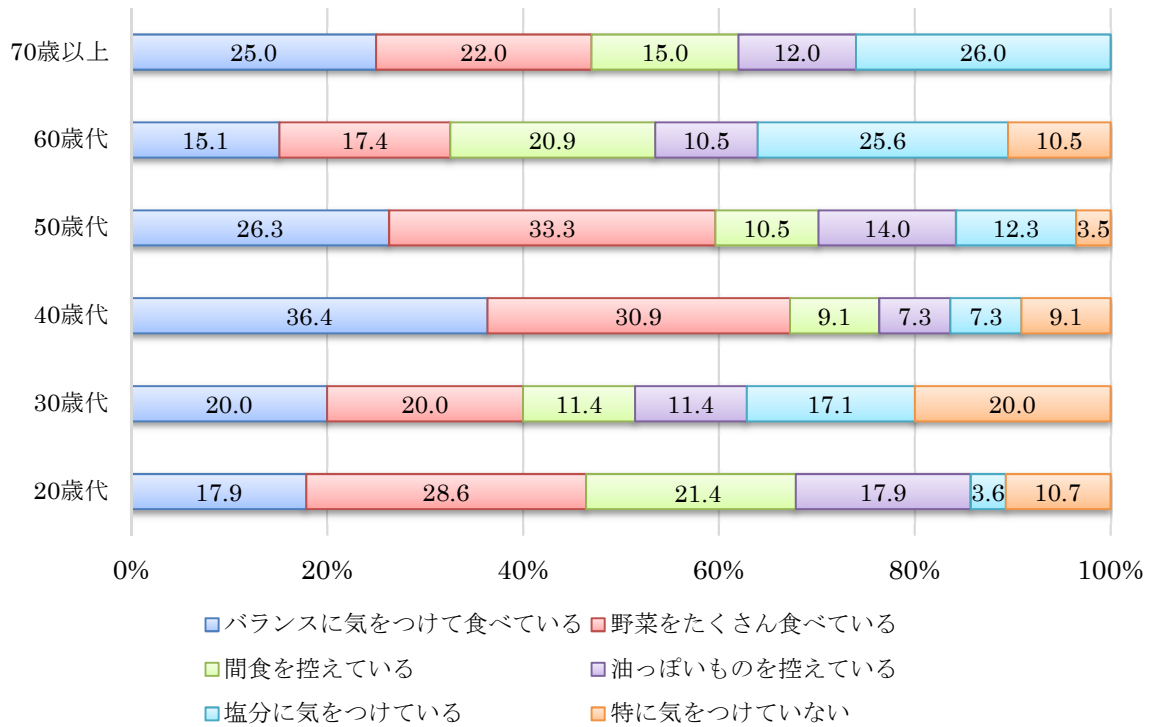
資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」



## 6) 食生活における留意点

日々の食生活における留意点については、60歳代以上では「塩分に気をつけている」人の割合が多くなっています。また、40歳代・50歳代では「野菜をたくさん食べている」人の割合が多くなっています。

日々の食生活で注意していることはありますか？

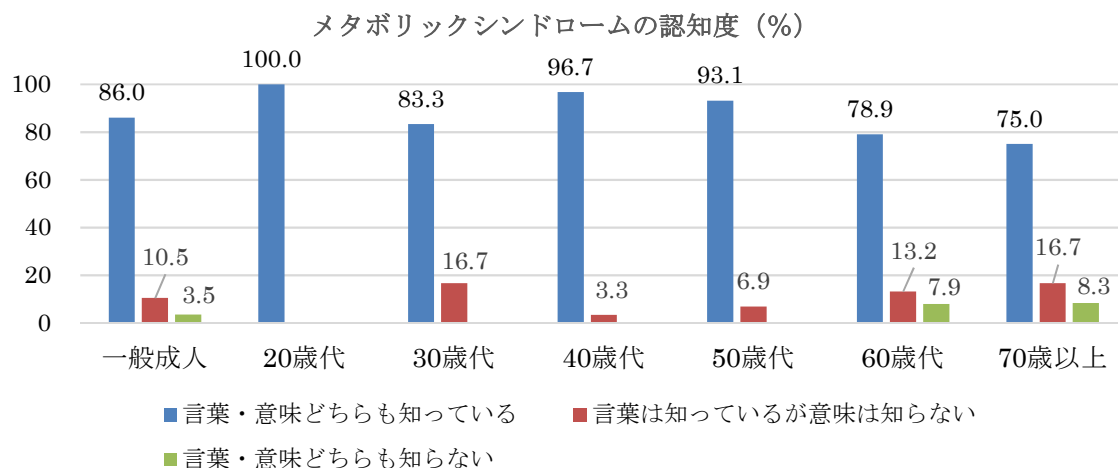


資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

## ⑤ 健康への意識の状況

### 1) メタボリックシンドロームの認知度

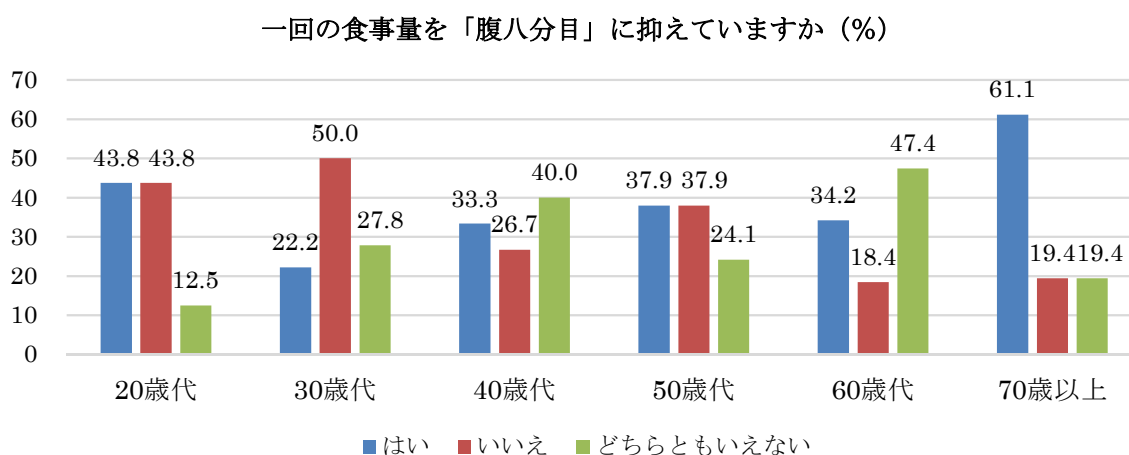
メタボリックシンドロームの認知度をみると、「言葉・意味どちらも知っている」人の割合は一般成人で86.0%となり、その認知度は高い状況にあります。しかし、60歳代と70歳以上では、「言葉・意味どちらも知らない」人が8%程度いる状況があります。



資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

### 2) 一回の食事量について

一回の食事量について、いわゆる「腹八分目」に意識して抑えている人の割合は、70歳以上では高くなっていますが、それ以外の年代では50%以下となっており、特に20歳代や30歳代では、意識していない人の割合が他の年代に比べて高くなっています。



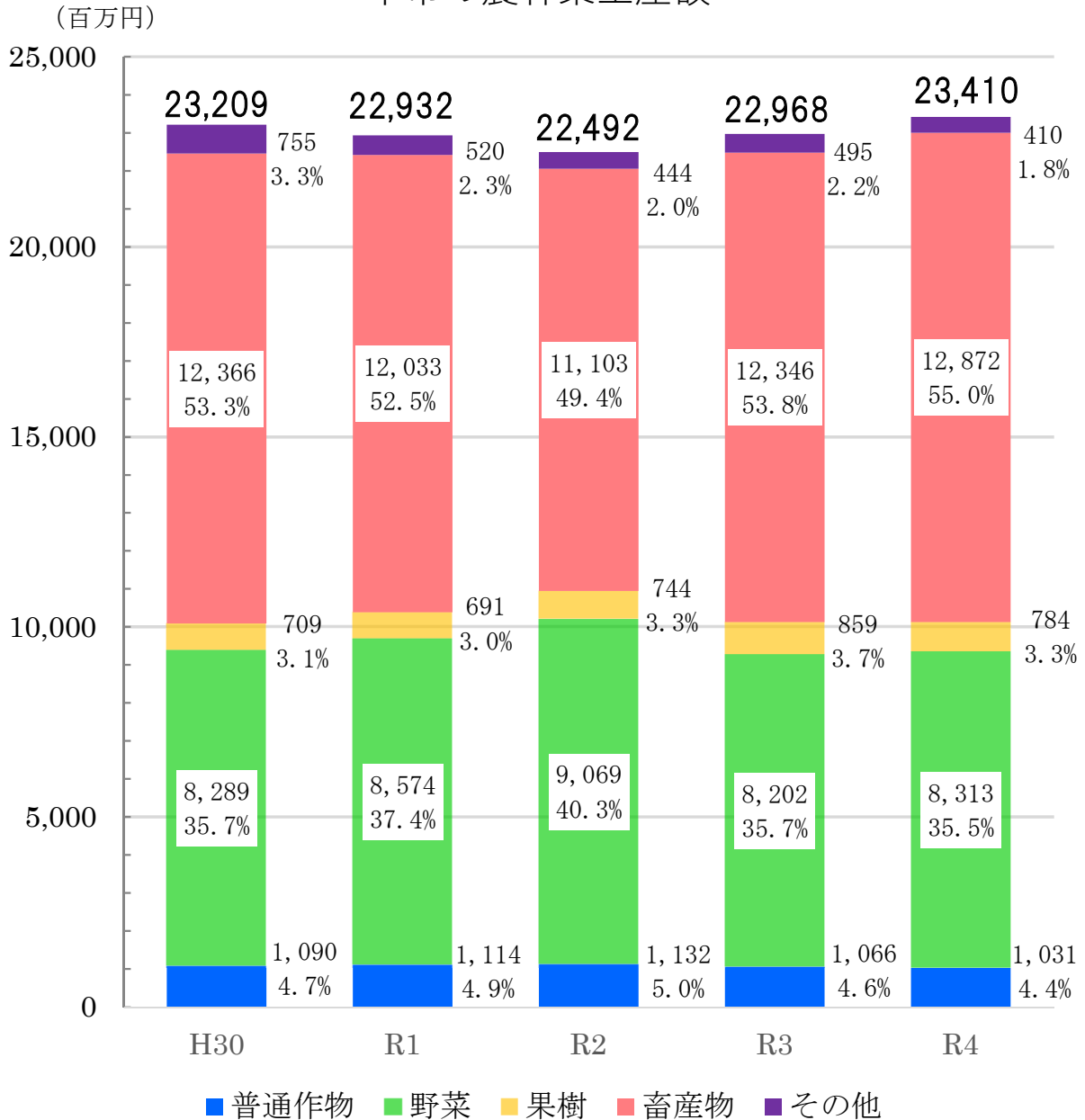
資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

### 3. 本市の農林業の概要

本市の基幹産業である農林業の生産額は、肉牛を中心とした畜産物と、ピーマン・きゅうり・にら・スイートコーンなどの野菜で総額の約91%を占めています。

近年の農林業生産額は、年間約230億円前後を推移していますが、人口減少・少子高齢化を迎える中で農家戸数は年々減少しており、生産力の低下や集落機能の衰退などが懸念されています。

本市の農林業生産額



資料：令和5年度『農林行政の方向』（西都市）

【普通作物】

作目	生産量 (t)	生産額 (千円)
早期水稲	3,578.1	751,401
普通水稲	643.4	141,548
甘藷(加工用)	1,360.8	136,080

【果樹】(主なもの)

作目	生産量 (t)	生産額 (千円)
マンゴー	258.5	622,209
みかん	198.5	75,231
ゆず	552.2	65,159

【野菜】(主なもの)

作目	生産量 (t)	生産額 (千円)
ピーマン	8,948.3	4,131,973
大根	5,313.8	229,739
きゅうり	4,336.4	1,285,338
にら	1,607.4	795,663
ほうれんそう	1,412.5	81,925
ゴーヤ	1,320.7	472,810
ズッキーニ	1,300.5	505,894
スイートコーン	1,113.2	390,733
なす	317.1	91,007
さといも	275.3	52,582
ごぼう	126.2	67,895
キャベツ	118.0	5,428
かぼちゃ	62.8	13,188

【畜産物】

区分		常時飼養頭羽数	生産量	生産額 (千円)	摘要	
子畜	乳用牛	979 頭	34 頭	4,179	豚は一貫経営により生産額等は肉畜で算出	
	肉用牛	3,621 頭	2,460 頭	1,264,110		
	豚	69 頭	—	—		
肉畜	肉牛	12,314 頭	8,755 頭	9,468,86	肉畜生産額計 11,229,536 千円	
	肉豚	830 頭	2,063 頭	100,234		
	肉鶏	599 千羽	2,827 千羽	1,660,446		
卵	牛乳	979 頭	3,189 t	323,224	その他生産額計 374,524 千円	
	鶏	食用	0 千羽	0 千個		0
		種卵	9 千羽	1,282 千個		51,300

資料：令和5年度『農林行政の方向』（西都市）

## 4. 地産地消をめぐる状況

### ① 学校給食における本市産農林水産物の活用状況

令和4年度の学校給食における本市産農林水産物の利用状況は、品目数13品目、使用品目における平均使用割合（重量比）は95.7%となっています（県産品を使用した農林水産物の使用品目数は27品目）。本市の主要農林水産物であるピーマン、きゅうり、ゴーヤ等では、高い利用状況となっています。

学校給食における西都市産農林水産物の利用状況（令和4年度）

	食材名	使用総量(kg)	うち西都産使用量(kg)	使用割合(%)
1	米	24,000	24,000	100.0
2	ピーマン	611	611	100.0
3	大根	1,171	219	18.7
4	きゅうり	5,418	5,418	100.0
5	にら	150	110	73.3
6	ゴーヤ	72	72	100.0
7	ズッキーニ	164	164	100.0
8	スイートコーン	1,225(本)	1,225(本)	100.0
9	なす	216	216	100.0
10	赤ピーマン (カラーピーマン)	129	129	100.0
11	かぼちゃ	580	274	47.2
12	千切り大根	56	18	32.1
13	みつば	68	10	14.7
	合計 (スイートコーン以外)	32,635	31,241	95.7%

資料：西都市学校給食センター



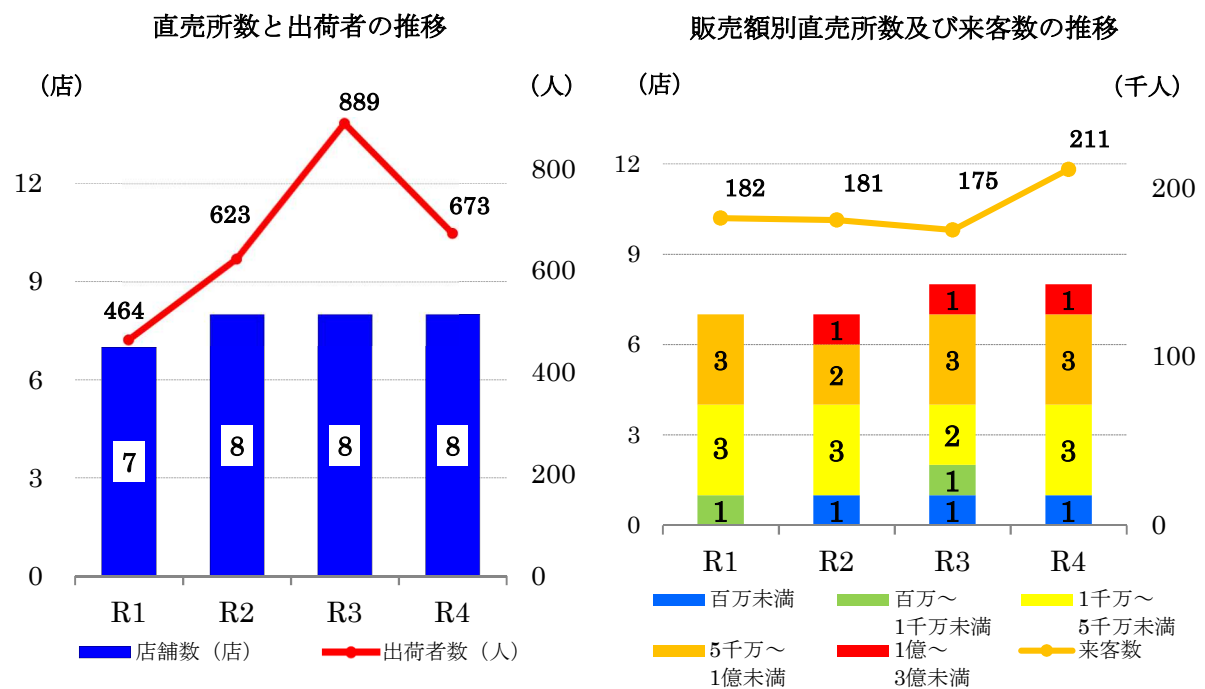
## ② 農産物直売所の動向

直売所は、生産者との距離が近く、消費者にとっても安心して利用できる「店」であり、地産地消を推進する上で、重要な役割を果たしています。

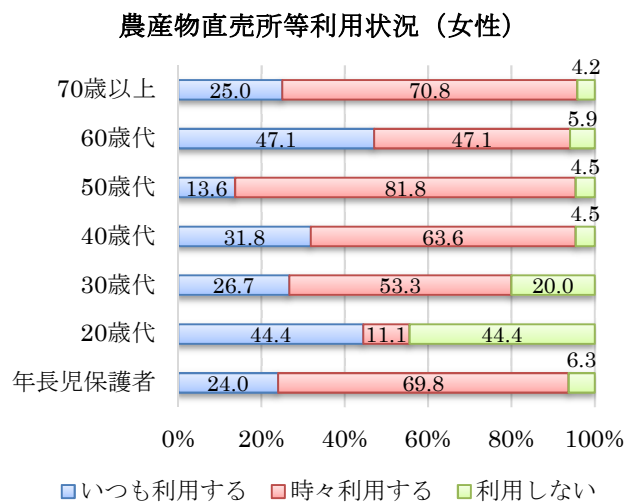
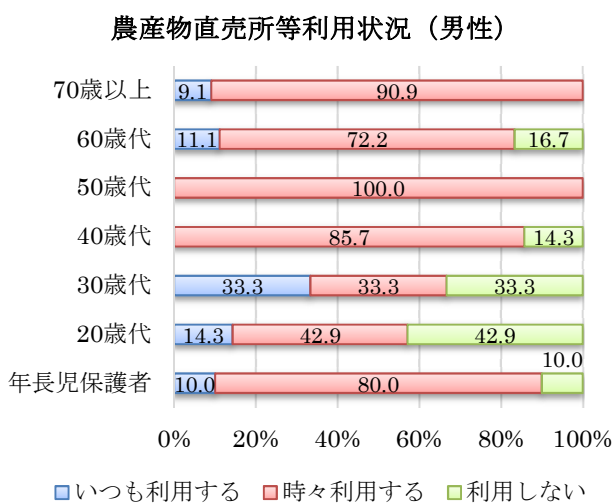
本市内の直売所数は、6次産業化による直売所の開設等があり、現在8店舗で、その出荷者数は、全店舗累計で673人となっています。

また、全店舗累計で約18万人前後の年間来客数は、令和4年度では約21万人と増加しましたが、平成26年度では26万人を超えていたことから来客数は減少傾向となっています。

年間販売額をみてみると、1億円を超えるところも出てきていますが、小規模な直売所ではほぼ横ばいの状況です。



資料：農林水産物直売所の実態調査（宮崎県、西都市）



資料：西都市「令和5年度 食に関するアンケート」

## 5. 本市の「食」が抱える課題

### 1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

- ① 肥満やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者が増加傾向にあります。そのため、健康寿命の延伸に向け、市民一人一人が主体となった食生活改善の取組を行います。また、市としても市民の健康づくりをしっかりと支える体制づくりを行う必要があります。
- ② 肥満や生活習慣病の改善や予防のために、自ら行動を起こす人は少ない状況にあります。そのため、市民が健康的な食生活について理解を深めることができるよう、関係機関・団体・生産者等が連携して健康や栄養に関する学習・実践の場の提供等を行う必要があります。

### 2) 多様な暮らしに対応した食育の推進

- ① 市民の「食育」に関する関心度を高めていくことは大事です。そのため、「食」に関する情報を、様々な機関を通じてあらゆる機会を捉えて、継続的に提供していく必要があります。
- ② 20 歳代及び 30 歳代の世代は、食に関する知識や食生活の現状等で他の世代より課題が多い状況にあります。そのため若い世代が、健全な食生活を実践でき、子どもや次世代に伝えつなげていけるような食育を推進する必要があります。
- ③ すべての年代で中食・外食の割合が増加しています。そのため、バランスのとれた食事がとれるよう、家庭で料理し、家族みんなで食事とることを推奨する取組を行う必要があります。
- ④ 人口減少や過疎化により、地域での食文化が失われつつあります。地域集落において、食文化の伝承につながるような情報を提供する必要があります。
- ⑤ 安全性を確認することなく、食品を購入する人が少なくありません。そのため食品の添加物や栄養価等を見て、正しく判断し選択ができるよう、あらゆる機会を捉えて情報提供を行う必要があります。

### 3) 子どもの「食」に関する理解促進

- ① 家庭や地域、保育所等、学校等が連携した農林漁業の体験学習や、生産者を招いた食に関する学習等を通じて、地場産品について学ぶことで、「食」に対する理解を深める必要があります。
- ② 学校給食等での地場産品の活用を図ることで、地域の農林漁業や食文化に対する理解を深めるとともに、生命尊重、感謝の気持ち等の豊かな心を育む必要があります。

#### 4) 消費者との交流を通じた「食」の理解促進

- ① 本市で栽培されている農林水産物の県外での認知度は低い状態にあります。そのため、グリーン・ツーリズム<sup>※</sup>や物産・観光フェア等の活動を行うことで、食を通じた都市部消費者との交流を深め、本市の魅力を発信する必要があります。
- ② 地場産品直売所の利用者数が年々減少するなど、市民の地産地消への意識は低下してきています。そのため、直売所や各種イベントでの生産者と消費者の交流を通じて、本市の農林水産業への理解促進を図る必要があります。

#### 5) 地場産品の販売・利用促進

- ① 市民の地産地消への意識を高めるため、地場産品の PR を強化するとともに、直売所やスーパーの地場産品コーナー等の利用促進を図る必要があります。
- ② 地場産品のさらなる付加価値化を図るため、6 次産業化を目指した地域の加工グループや各種団体等の加工品開発の支援を図る必要があります。
- ③ 本市の地場産品の認知度を高めるため、観光客や宿泊客等に向けて、地場産品を活用したお土産や料理等を開発し、本市の PR をしていく必要があります。

※ グリーン・ツーリズム 自然豊かな農山漁村に滞在しながら農林水産業の体験や、地域の人たちとの交流を楽しむ滞在型余暇活動。

特産品、自然、文化等、地域の豊かさを再認識するとともに、地域活性化の手段として注目される。



## 第3章 食育・地産地消にあたっての基本的な考え方

本計画は、食生活の課題はもとより、心身の健康や食の循環・環境といった地域社会の課題についても食をめぐる課題として捉えて、食育・地産地消の推進によって、市民の心身の健康を保持増進させ、豊かな食生活の普及・啓発、食文化の次世代への継承を図り、幸福度の向上を目指します。

### 1. 基本目標

本市では、食育・地産地消推進にあたって、食料生産から食卓、そして心身の健康へと幅広く連続的に食生活全体を視野に入れた計画を推進するため、基本目標を次のとおり定め、生産者と消費者を連携させた健康で豊かな食生活の推進を目指します。

#### こうふく こうふく こうふく 耕福と口福で康福生活！

本市の豊かな自然と生産者の努力と情熱が、安全で美味しい食材（耕福）を生み出します。また、その食材を手にし、バランスよく調理した料理を家族や友人と会話をしながら楽しく食すことで、（口福）が生まれます。

この耕福と口福を結びつけることで、食の循環や生活習慣病等を予防し、いつまでも健康で生活する社会（康福生活）を目指します。

### 2. 基本施策

本市では基本目標を達成し、食育・地産地消を推進するため、全計画からの取組や前章までのデータや課題を鑑みて、今後、次に掲げる5つ施策を基本として取り組むこととします。

- ① 食育・地産地消の推進
- ② 年代に応じた食からの健康づくりの推進
- ③ 食生活の改善に向けた取組の推進
- ④ 地域の食文化と農林水産業に根ざした食育の推進
- ⑤ 地場製品の消費拡大と効果的な利用促進

## 第4章 食育・地産地消の推進に関する施策

### 1. 食育・地産地消の推進

心身共に健康で豊かな生活を実現するため、食育・地産地消の普及啓発に努め、食に対する理解を深めます。

【具体的施策】

#### 1) 食育・地産地消に関する市民理解の促進

##### ①継続的な普及啓発活動の実施

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育月間\*」等を中心に普及啓発活動を実施します。

##### ②イベント等における普及啓発活動の実施

本市主催のイベントや各団体が主催するイベント等と連携した普及啓発を実施し、市民の理解促進を図ります。

#### 2) 食育・地産地消活動への人材育成

食生活改善推進員\*をはじめ、JA女性部や地域婦人連絡協議会等、地域の食育活動をけん引する人材の育成や食育・地産地消活動の定着を図ります。

#### 3) 食育・地産地消に関する情報発信

市民に対しては市ホームページや広報紙等を活用し、児童・生徒等に対しては学校・保育所等を通じてリーフレットの配布等を行い、世代に応じた情報発信に努めます。

#### 4) 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査の活用及び情報提供

##### ①健康・栄養調査等の活用

市民の健康増進の総合的な推進を図るため、国や県の健康・栄養調査結果を踏まえ、食育推進の基礎的なデータとして活用します。

##### ②学校給食栄養摂取状況等調査の活用

学校給食栄養摂取状況に関する調査等の結果を踏まえ、適切な栄養摂取の重要性について「食育だより」等により情報提供を実施します。

### ③栄養・食生活に関する情報提供

市民一人ひとりが望ましい食生活を通じた健康づくりに取り組めるよう、栄養・食生活に関する情報を積極的に提供します。

### ④食品衛生に関する普及啓発

市ホームページ及び広報紙による情報提供や衛生管理研修会等の開催を支援し、食品の衛生的な取り扱いについての啓発を推進します。

### ⑤食品の安全性や表示についての情報提供

多くの消費者が、食品の安全性や表示について、正しい知識を身につけることができるように、様々な媒体を活用して分かりやすくて確かな情報を提供します。

- ※ 食育月間 毎年6月、国・地方公共団体・関係機関等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月間として「食育推進基本計画」に定められた。
- ※ 食生活改善推進員 食生活を中心とした栄養や健康について学び、調理実習などを通じて地域の食生活の改善に取り組む家庭の主婦を中心とした地域ボランティア組織。

## 2. 年代に応じた食からの健康づくりの推進

1日3食のバランスのとれた食生活は、生涯の健康づくりの基礎となります。市民一人一人が健康に関する正しい知識や、食生活を身につけるよう、家庭や地域、保育所等、学校等と連携して食育を推進します。

【具体的施策】

### 1) 乳・幼児期における食育の推進

#### ①保育所等における取組の推進

##### ア) 発達段階に応じた指導の推進

保育所等は、乳・幼児の健やかな成長を促すため、年代に応じた計画目標を策定し、発達段階に応じた継続的な食育を推進します。

##### イ) 体験活動・給食等を通じた食育の推進

農作物の栽培・収穫や料理教室等に参加し、子どもがいろいろな食べものを見て、触って、噛んで味わう体験や給食等を通じて、食材や作り手への感謝の心を育むとともに、基本的な食事マナー等の定着を図ります。

##### ウ) 家庭・地域と連携した食育の推進

食に対する関心と理解を深め、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身に付けさせるために、保護者へ向けた啓発と連携強化に努めます。また、給食だより等を通じ、保護者への情報発信に努めるとともに、地域行事等の参加交流による、郷土料理等の食文化の伝承や地域食材の理解に努めます。

#### ②家庭における食育の推進

##### ア) 母体の健康の確保

妊産婦などを対象とした食に関する学習の機会や情報提供を推進します。

##### イ) 基本的な生活習慣の確立

乳幼児期からの食育の重要性について保護者等への啓発を行い、栄養・運動・休養のバランスのとれた基本的な生活習慣の確立を支援します。

##### ウ) 望ましい食生活の普及促進

管理栄養士による講話や食生活改善推進員による料理教室等を開催し、望ましい食生活の普及推進に努めます。

### 2) 学童期における食育の推進

#### ①学校等における取組の推進

##### ア) 学校教育活動全体を通じた指導体制の充実

学習指導要領で示された食育の推進を踏まえた年間指導計画を策定し、給食指導における食育のほか、各教科等の食に関する指導と関連付けた食育を推進します。

#### イ) 栄養教諭\*や学校栄養職員\*等による指導の充実

栄養教諭や学校栄養職員等の専門職員並びに生産者等の地域人材を活用し、学校の実状に応じた指導の充実を図ります。

#### ウ) 家庭・地域と連携した食育の推進

学校給食の献立表の配付や給食だより等の発行を通じ、保護者への情報発信に努め、食育の重要性の認識や食事マナー等の向上に向けた取組を図ります。また、地域づくり協議会や子ども会育成会等が開催する、子どもの農林水産業体験活動に対する支援を行います。

### ②家庭における食育の推進

#### ア) 家族団らんの推進

家族揃って会話を楽しみながら食事をする機会を増やし、「いただきます」「ごちそうさま」などの「食に対する感謝の気持ち」や「食に関する知恵」を家庭の中で受け継げるようにします。

#### イ) 「弁当の日\*」の取組

作り手や食材に対する感謝の心を育み、自立した食生活を送るための基礎的知識や自ら食事を調理・選択する実践力を培うため、子どもたちが自分でお弁当を作る「弁当の日」を家庭と連携しながら推進します。

### 3) 青年期・壮年期・高齢期における食育の推進

#### ①規則正しい食生活の推進

若年成人を中心に、食生活改善推進員等による朝食の重要性や過度の飲酒による影響等に関する情報提供や出前講座を実施し、規則正しい食生活習慣の確立を図ります。

#### ②生活習慣病の発症予防や食生活の改善に向けた食育の推進

メタボリックシンドローム該当者やその予備群の方に対して、食生活を通じた生活習慣病予防を行います。

#### ③自分にあった食事量や栄養バランスの選択

一人ひとりが自分の健康状態を意識するため、健康診断等を受診するよう促すとともに、栄養バランスや健康・生活習慣病に関する正しい情報を得て、自分に合った食事量や食材・食品が判断できるよう教育の場を作ります。

#### ④食に関する取組と啓発

家族で食卓を囲み、「いただきます」「ごちそうさま」等のあいさつを行える環境や食育の重要性に関する啓発を行います。

## ⑤「共食」の推進

単身または夫婦のみの高齢者世帯者等においては、地域活動への参加と併せて、地域での共食の機会を設けられるように推進します。

- ※ 栄養教諭 食に関する指導と給食管理を一体的に行い、地場産品を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う。
- ※ 学校栄養職員 学校又は共同調理場において、学校給食の基本計画策定のほか、栄養管理や衛生管理、物資管理等実務的な業務に従事するとともに、専門職としての立場で子どもの食生活改善及び望ましい食習慣形成のための調査研究や指導・助言等を行う。
- ※ 弁当の日 宮崎県教育委員会が平成 22 年度から取り組んでいる、子ども達が自分で作った弁当を持って登校し、皆で会食する取組。食に対する関心や意欲、感謝の心を育み、自分の食を自らつくる実践力を培ううえで大きな効果が期待できる。

### 3. 食生活の改善に向けた取組の推進

健康日本 21（西都市計画改定版）「えがおで元気に健康さいと」と連携した、栄養・運動等に関する食生活の改善を推進します。

また、食生活は生産者を始め多くの人々の努力に支えられていることから、食べ残しや食品廃棄の問題に関心を持つことで「もったいない精神」と「食への感謝」を育みます。

【具体的施策】

#### 1) 「第2次えがおで元気に健康さいと」に基づく食生活改善の推進

減塩・個人に合った食事量やバランス食、低栄養予防食に関する講習会を開催するとともに、パンフレット等広報媒体による情報発信に努めます。

#### 2) 食生活改善推進員の育成

食生活改善推進員を養成・育成し、推進員活動の拡大を図るとともに推進員の地区組織活動を支援します。

#### 3) 「もったいない精神」や「食への感謝」を育む取組の推進

##### ①家庭での取組の推進

食材を効率良く使うレシピの作成や料理講座などで、家庭での「もったいない精神」を育みます。

##### ②事業者の取組

生産現場や加工場等での規格外品等の利活用を行う取組を推進します。

##### ③飲食店での取組

飲食店等での食べ残しを減らす運動を推進します。

## 4. 地域の食文化と農林水産業に根ざした食育の推進

本市の各地域における伝統や食文化の継承を図り、地域の食材に関する知識・調理技術を身につけて、食材の選択やバランスの良い食生活を営むための食育を推進します。

【具体的施策】

### 1) 農林漁業体験活動の推進

#### ①食農教育の場づくりの推進

幅広い世代が農林漁業を経験できる場の提供を図るとともに、生産者や農林漁業団体等による、食育・地産地消の推進に寄与する自主的な活動を支援します。

#### ②グリーン・ツーリズムの推進

西都市グリーン・ツーリズム研究会と連携し、農家民泊等体験交流の受入体制整備に努めます。

### 2) 地場産品に関する知識や調理技術の修得

#### ①直売所やイベント等による生産者と消費者の交流促進

地域の直売所や各種イベント等での生産者と消費者の交流を通じて、本市農林水産物のPRと理解促進に努めます。

#### ②地場産品の調理法の紹介

市広報紙等に食生活改善推進員による旬の地場産品を利用したレシピを公開し、地域食材に関する知識や調理技術の周知を図ります。

### 3) 食文化の継承

#### ①給食への郷土料理の導入促進

郷土料理や伝統的行事に供される料理・食材を学校給食等に導入し、次世代を担う子どもたちの食文化に対する理解や愛郷心の醸成を図ります。

#### ②自主的活動に対する支援

各種団体やグループ等による、本市の食文化の継承に寄与する自主的な活動を支援します。



## 5. 地場産品の消費拡大と効果的な利用促進

地場産品の安定的な販売・利用を図るため、販売拠点の整備を進めるとともに、学校給食や市内企業、各種施設等への利用促進や地場産品を活用した加工品の開発・販売等を推進します。

また、食を通じた観光客の誘客に努めるとともに、消費者のニーズを的確にとらえた安全で効率的な生産・販売を推進し、生産者等の経営安定化を図るため地場産品の消費拡大を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1) 直売所や量販店等の販売拠点づくりの推進

##### ①直売所及び関連施設の整備

既存施設の磨き上げや施設拡充を推進するとともに、既存施設との均衡性を考慮して、新たな施設の設置を支援します。

##### ②量販店等における地場産品の販売促進

量販店等への地場産品直売所コーナーの設置や、ホームページ等を利用したダイレクト販売を促進します。

##### ③地場産品の利用促進及び普及啓発

市ホームページ、広報紙や各種イベント等を通じ、地場産品や加工品や取り扱い直売所等のPRを行うとともに、利用促進に係る普及啓発に努めます。

#### 2) 学校等における地場産品の利用促進

##### ①体験活動を通じた地産地消の推進

教科等の学習において、農林水産物の栽培や調理等の体験活動を通じた地産地消を推進します。

##### ②給食における地場産品の利用促進

旬の地場産品を使用した郷土料理の提供や新たなメニューの開発など、バラエティ豊かな献立による給食の提供に努めます。

#### 3) 企業・各種施設等と連携した地場産品の利用促進

##### ①宿泊、飲食産業等における地場産品の活用促進

ホテル、旅館等の宿泊施設や飲食店、医療・福祉施設などにおける地場産品の利用推進を支援します。

また、スーパーなどの中食産業や外食産業における地場産品の活用の取組を促進します。

## ②農産加工施設と連携した販路の拡大

市内の農産加工施設と連携し、地場産品の市内外への販路の拡充を図ります。

## 4) 観光産業と連携した取組

様々な観光に関する業種・団体等と協働しながら、食の掘り起こしや地場産品のPRを行い、地域の魅力を上げ、観光客の誘客につなげます。

## 5) 地場産品を有効活用した加工食品等の開発・販売促進

### ①農産加工グループ等の支援

地場産品を利用した加工品の開発・販売を行うグループ等の磨き上げを行うとともに、新たに起業するグループ等への支援を行います。

### ②産学官連携※による加工品等の開発の推進

市内の高校や大学や企業、医療・福祉施設等との連携による新食品や料理の開発、消費者のニーズに応じた食品の開発等による地場産品の需要拡大に努めます。

## 6) 食品の安全性・表示等に関する取組の推進

### ①GAP※の推進

生産者自らが食品の安全確保などを達成するためのGAPの取組を推進します。

### ②トレーサビリティ※への取組の推進

関係機関との連携により、生産者に対してトレーサビリティへの取組を推進し、生産された農畜産物について、生産履歴情報を表示するなど、消費者に安全・安心な食品の情報提供を行います。

### ③環境保全型農業※の推進

環境保全型農業を推進し、有機農業や農薬・化学肥料の使用を軽減する取組を支援します。

- ※ 産学官連携 企業（産）が、技術や高度な専門知識を持つ高校や大学等（学）や行政・公設研究機関等（官）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。
- ※ GAP 「Good Agricultural Practice」の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。
- ※ トレーサビリティ 「その製品がいつ、どこで、だれによって作られたのか」を明らかにすべく、原材料の調達から生産、そして消費または廃棄まで追跡可能な状態にすること。
- ※ 環境保全型農業 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

# 第5章 食の魅力を高める6次産業の推進

## (西都市6次産業化戦略)

### 1. 趣旨

自然豊かな本市では、その恵みを最大限に活用した農林水産業がもっとも重要な基盤産業であります。しかしながら、人口減少等による食の需要の減少や少子高齢化による担い手不足など、農林水産業をめぐる状況は、これからさらに厳しくなると予想されています。

こうしたなか、魅力ある地域資源を有効活用し、生産・加工・販売を一体的に取り組み6次産業化を推進し、農林水産業の持続的発展を図ることが重要になってきます。

なお、国は6次産業化・地産地消法にて、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地・水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化（農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」に関する施策）を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興を図ることを目指しています。

また、宮崎県においても6次産業化に対する支援を行い、新たな地域産業と雇用の創出を目指しています。

そこで本市においても、国の6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受ける農業者の育成を目指していきます。また、第五次総合計画後期基本計画の中で、農畜産物の振興施策の1つとして「高付加価値化製品の開発と普及」を掲げ、6次産業化を国・県と連携しながらこの振興を支援していきます。

農林漁業者が生産等を行った農林水産物の加工・販売する取り組みを支援し所得向上を図るとともに、この6次産業化戦略において本市の6次産業化の基本的な方向性を示して、農林水産物の新たな魅力の創出を図っていきます。

### 2. 6次産業化の現状と課題

#### 1) 現状

本市の加工業務用に関する農林水産物の生産状況は、甘藷、大根、馬鈴薯などの根菜類は漬物・焼酎原料用としての生産体制がすでに確立しています。JAグループによる大型冷凍加工野菜施設が本市に整備されたことにより、ほうれん草、オクラ、里芋など冷凍カット野菜の生産も安定的に行われています。

また肉用牛を使ったハンバーグや鶏の炭火焼きなどの畜産物商品、山間部で生産される柚子を活用した調味料等の生産・販売もおこなわれています。さらに、竹を使った製品や広葉樹を活用した炭の製造など林産物加工も行われています。

しかし、本市の農業経営形態は家族で営農している経営体が多く、余剰労働力もなく生産だけで手一杯な状況にあります。また家族経営から法人経営にする移行する農家においても、その流れは主に規模拡大や雇用確保を図るためのものが多く、加工・販売・流通に向けた動きは少ない状況にあります。

## 2) 課題

東京や大阪等の大消費地から遠く農産物を輸送している本市農業においては、前述のように加工されるものもありますが、青果物のままの生産・流通・販売が主流となっています。そのため6次産業化については、その主流と切り離して振興を図る必要があります。

一方、インターネット販売やふるさと納税など生産者から消費者へ個別・直接的に情報発信や流通ができる現在においては、農業者自らが加工・販売に取り組みやすい環境となりました。ただ消費者までは輸送コスト・時間がかかるため、近似商品との差別化を図りながら、その内容及び価格帯などを熟慮する課題があります。

## 3. 取組方針

6次産業化により農林水産物の付加価値を高めた農林水産業の振興を図るため、次のことに取り組みます。

### 1) 新たな6次産業化に向けた取り組みへの支援

国の6次産業の総合支援策と宮崎県のフードビジネス支援策などの事業を積極的に活用し、新たな6次産業化の取組を支援していきます。また本市としても地場産品を活かした特産品の開発及びその商品改良に向けた支援を行います。

- **宮崎県農業改良普及センターで実施される「6次産業化経営改善地域相談会」の活用**  
普及センターが実施する相談会において、6次産業化に関する相談や問い合わせに対応し、農業者等の6次産業化に向けた取組を支援します。

- **宮崎県産業振興機構が設置している「みやざきフードビジネス相談ステーション」の活用**

担当者による相談受付やプランナーの派遣等を行い、農業者等の6次産業化に関する事業計画の作成及び実行を支援します。

### 2) 6次産業化の具現化及び育成への支援

6次産業化を具体的に実現するために、国、宮崎県及び本市の様々な事業を活用しながら、支援していきます。

- **宮崎県が実施する事業を活用した条件整備やその商品の磨き上げなどを支援。**

この事業を活用しながら、生産・加工・販売に必要な機械や施設の整備を支援し、また新商品開発や販路拡大等の取り組みを支援することで事業計画の実現を図ります。

- **宮崎県が実施する事業を活用して業務・加工食品業者との連携を図ります。**

食品事業者等と連携して加工に取り組む農業者に対して、商品開発に必要な機械等の整備の促進を図ります。

・「西都市新農業戦略事業」による条件整備

本市の「西都市新農業戦略事業」を活用し、共同による機械・施設導入を促し、農業従事者グループによる6次産業化を推進します。

・「西都市6次産業化推進事業」による条件整備及び商品開発等への支援

認定農業者及びグループによる6次産業化を推進するために、施設及び機械の導入や、商品開発及び販売促進活動等にも助成を行います。

### 3) 商品化された農林水産加工品の支援

・6次産業化により商品化された農林水産加工品の販路拡大を図るための支援

大規模商談会を県レベル及び九州レベルで開催し、6次産業化の商品のPRや販路拡大の機会を創出し支援していきます。

本市としても、大消費地での物産フェアを開催し、6次産業化の商品の販売を促進してまいります。また、食品コンクール等にも出品を行い、地域内外でのPRを行い、ブランド化を目指してまいります。

## 4. 6次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はそれを原材料として開発及び生産する新商品の種類、当該新商品を生産する際に用いる加工の技術、当該新商品の販路開拓等の方向性

本市では、6次産業化に取り組む上で、次の品目や種類、販路開拓に重点的に取り組まします。

農林水産物	新商品の種類	加工の技術	販路開拓
農産物 (野菜・果樹・特産物など) 畜産物 (牛・豚・鶏など) 林産物 (椎茸・竹など) 水産物 (鮎・スッポンなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カット野菜</li> <li>・漬物</li> <li>・菓子類</li> <li>・調味料</li> <li>・飲料</li> <li>・農畜水産物の燻製、冷凍品、粉末、ペー スト等</li> <li>・林産物の工芸品、乾 燥、粉末、炭化品な ど</li> </ul>	農産物加工品に係 る全ての技法  <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍</li> <li>・乾燥</li> <li>・カット</li> <li>・粉碎</li> <li>・レトルト 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税の返礼 品</li> <li>・物産フェア等での積 極的な販売</li> <li>・コンテスト・コンク ールへの出品</li> <li>・インターネット(HP 等)を活用とした情 報発信</li> <li>・商談会等への積極 的な誘導</li> </ul>

## 5. 育成を図る6次産業化事業体の将来像

本市の農林水産物の高付加価値化を図るため、6次産業化事業体について、次の3つの将来像を目指していきます。

### 1) 農業法人による6次産業化

農業法人による経営の多角化を推進していく上で、6次産業化を目指すよう促していきます。

例：大規模畜産法人による加工（ハンバーグなど）、果樹関連法人による加工（ゆず胡椒やマンゴーシャーベットなど）や水産関連法人による加工（燻製やレトルト化）など

### 2) 集落営農など地域による6次産業化

集落内の個別経営の農家が集まって、その地域特性を活かした集落営農を推進する一つの手段として、6次産業化に取り組むよう促していきます。また、地域特産品（漬物・みそなど）の生産技術や伝統の伝承も促進していきます。

### 3) 個別農家への6次産業化

施設や農業用機械等の共同化を進め、加工・流通に係る負担を抑えながら、認定農業者※を中心とした個別経営体による6次産業化を推進していきます。

例：複数の認定農家が協力して、多品目を扱えるインターネット販売に取り組む等。

## 6. 6次産業化等を支援する施策

農林水産担当課に6次産業化を推進する職員を配置し、食育・地産地消ともに本市の農業施策の一つとして取り組んでいきます。具体的な本市の施策としては、次の事業を掲げていきます。

#### ① 新農業戦略事業

6次産業化に向けた条件整備

#### ② 6次産業化推進事業

6次産業化に向けた条件整備及び販路拡大などの推進

#### ③ 農畜産物販売促進事業

大消費地での販売を通じたの商品PR

※ 認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。認定を受けると、金融措置や税制措置等の支援を受けることができる。

## 第6章 計画の推進にあたって

本計画の推進を図るためには、幅広い市民の参加のもと、農林漁業者、健康・福祉・教育関係者、食品関連事業者等、行政機関等が協働・連携しつつ、総合的かつ計画的に取り組むことが必要です。

この取組を円滑に進めるため、それぞれの役割を明確にして、本計画を推進します。

### 1. 推進体制

市や地域婦人連絡協議会、食生活改善推進員会、学校、各民間団体等と連携し、本市の食育や地産地消及び6次産業化に関する具体的施策を総合的・計画的に推進します。

### 2. 推進主体別の役割

#### 1) 家庭・地域の役割

家庭では、食の大切さを学び、食育を実践する基本となる場所です。家族団らんの食卓は、食事マナーを身に付け、家族のコミュニケーションを図る場となります。

また、積極的な生産者等との交流や農林水産業体験等を通じて、地場産品への理解を深めるとともに、自ら進んで地場産品を消費し、利用するよう努めることによって地産地消の推進に寄与することが期待されます。

地域では、地域ぐるみで食育や共食に取り組んでいくとともに、これまで育んできた郷土料理等の食文化を、次世代へ継承していくことが必要です。

#### 2) 健康・福祉・教育関係者等の役割

教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務の従事者や、それらの関係機関及び関係団体には、あらゆる機会や場所を利用して、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育推進活動に協力することが期待されます。

また、地域の食文化の継承や地場産品の理解促進を図る観点から食育と地産地消の取組の連携を図るとともに、保育所等、学校、福祉施設の給食等における地産地消の促進が期待されます。

#### 3) 農林漁業者等の役割

農林漁業者及び農林水産業に関する団体は、農林漁業に関する体験活動等を通じて、食に対する理解と食に関わる人々の活動の重要性についての市民の理解を深めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育推進活動を行うことが期待されます。

また、環境に配慮した農林水産物生産の拡大や安全・安心な農林水産物供給のための生産体制の整備強化に取り組み、地産地消を推進します。

また、地場産品の積極的かつ効率的な利用促進や6次産業化を図るため、消費者や実需者のニーズに適合した食品加工や、他産業等と連携した新食品の開発・販売に寄与することが期待されます。

#### 4) 食品関係事業者等の役割

食品の製造・加工・販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体には、事業活動を行うにあたって積極的に食育・地産地消に努めるとともに、国や県、市が実施する食育・地産地消の推進に関する施策、その他の活動に協力することが期待されます。

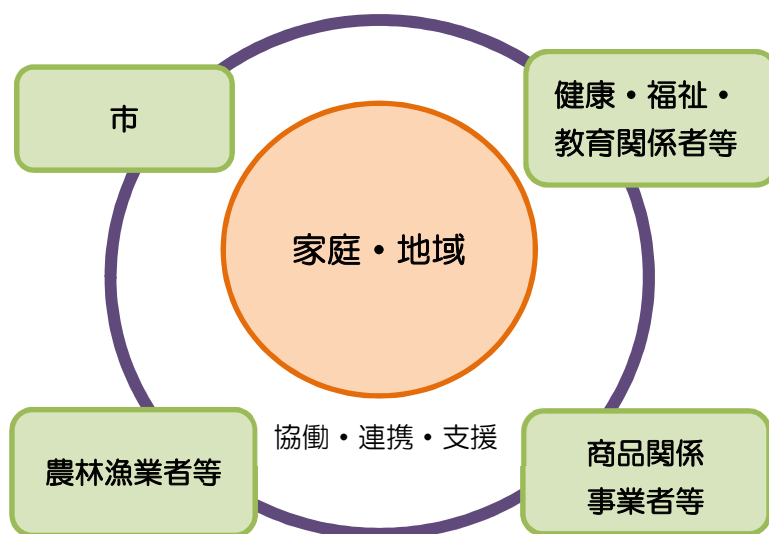
#### 5) 市の役割

市では関係部局で推進体制を構築し、地域住民の食育の推進役として、国・県の施策等と整合性を図りながら、関係機関・団体と連携して本市の食育・地産地消を総合的かつ計画的に推進します。

また、市では市民や関係団体等の行う食育・地産地消推進の取組に対して支援を行います。

6次産業化につきましても、県や市の事業を活用しながら意欲ある農林漁業者を支援します。

協働・連携体制のイメージ



### 3. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、それぞれの施策に沿って本市の関係部局が中心となって進捗状況の把握・評価を実施し、適切な進行管理に努めます。

また、計画は必要に応じて評価や見直しを行うこととし、その際は関係者や市民等の意見を聴取しながら適正に行います。



## 第7章 食育・地産地消及び6次産業化の推進における

### 数値目標

項目	現状値	目標値	
	令和5年度	令和10年度	
食生活改善推進員の登録数	54人	60人	
朝食を毎日食べる割合	保育所（園）	97.2%	現状維持
	小学生	85.7%	90.0%
	中学生	84.9%	90.0%
	高校生	83.9%	現状維持
	一般	84.9%	85.0%
朝食や夕食をいつも誰かと食べる割合	保育所（園）	88.7%	95.0%
	小学生	76.6%	85.0%
	中学生	58.8%	75.0%
	高校生	51.6%	65.0%
BMIが25以上の人の割合 国民健康保険特定健康診査の受診者（40～74歳）	令和3年度：男性 37.1% 女性 25.2%	男性 35.0% 女性 24.0%	
メタボリックシンドローム該当者の割合 国民健康保険特定健康診査の受診者（40～74歳）	令和3年度：20.7%	18.0%	
管理栄養士や食生活改善推進員による食育教室等の開催数	令和4年度：26回	80回	
学校給食における本市地場産品の使用品目数（品）	令和4年度：13品	20品	
食育・地産地消に関する事業回数 生産者等が学校に出向いて子どもたちに食育・地産地消を教える出前講座の開催数や体験学習（食育・地産地消事業回数）	令和4年度：10回	12回	
グリーン・ツーリズムの延べ宿泊者（年）	令和4年度：3人	500人	
直売所の来客者数（年）	令和4年度：211,089人	現状維持	
宮崎県産・西都市産の食材を使用することを意識している一般市民の割合	78.5%	80.0%	
国が認定する6次産業化・地産地消法の総合化事業計画の事業者数（累計）	6事業者	7事業者以上	

## 参考資料

### 前回食育・地産地消推進計画の達成状況

項目	目標値	現状値
	令和5年度	令和5年度
食生活改善推進員の登録数	70人	54人
朝食を毎日食べる割合	保育所（園）	97.2%
	小学生	85.7%
	中学生	84.9%
	高校生	83.9%
	一般	84.9%
朝食や夕食をいつも誰かと食べる割合	保育所（園）	88.7%
	小学生	76.6%
	中学生	58.8%
	高校生	51.6%
食生活改善に関するイベント等の開催数（年）	13回	令和4年度：2回
BMIが25以上の人の割合 国民健康保険特定健康診査の受診者（40～74歳）	男性 35.4% 女性 26.0%	令和3年度：男性 37.1% 女性 25.2%
メタボリックシンドローム該当者の割合 国民健康保険特定健康診査の受診者（40～74歳）	18.8%	令和3年度：20.7%
管理栄養士や食生活改善推進員による食育教室等の開催数	85回	令和4年度：26回
学校給食における地場産品の使用品目数（品）	30品	令和4年度：13品
食育・地産地消に関する事業回数 生産者等が学校に出向いて子どもたちに食育・地産地消を教える出前講座の開催数や体験学習（食育・地産地消事業回数）	12回	令和4年度：10回
グリーン・ツーリズムの延べ宿泊者（年）	1,400人	令和4年度：3人 ※コロナ渦のため受入を制限
直売所の来客者数（年）	200,000人	令和4年度：211,089人
みやざきの食と農を考える県民会議における地産地消を率先している「こだわりの料理の店」・「こだわり食材の店」登録数	7店舗以上	5店舗
国が認定する6次産業化・地産地消法の総合化事業計画の事業者数（累計）	7事業者以上	6事業者

## 参考資料

### 西都市食育・地産地消推進計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 3 月 23 日

告示第 52 号

(設置)

第 1 条 本市における食育及び地産地消を推進するための西都市食育推進計画(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な事項を協議するため、西都市食育・地産地消推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画に規定すべき事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 食育又は地産地消に関連する団体代表者

(2) 市職員

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、農林課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日告示第 55 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 西都の野菜・果実 出荷カレンダー

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
野菜	露地ピーマン												
	促成ピーマン												
	雨よけピーマン												
	カラーピーマン												
	ニラ (ハウス・雨よけ)												
	露地早熟キュウリ												
	ハウス抑制キュウリ												
	促成キュウリ												
	半促成キュウリ												
	ハウス早熟キュウリ												
	雨よけキュウリ												
	ナス												
	ゴーヤー (促成・半促成・露地)												
	水田ゴボウ												
	トンネルゴボウ												
	露地ゴボウ												
	ズッキーニ												
	スイートコーン (ハウス・トンネル)												
	オクラ												
	赤系カンショ (早掘りトンネル・普通)												
	京イモ												
	ショウガ												
	ミツバ												
	石川サトイモ (トンネル・マルチ)												
	カボチャ												
	キャベツ												
ハウレンソウ													
果実	完熟マンゴー												
	完熟きんかん												
	南国の陽蜜												
	ユズ												
	クリ												

資料：JA 西都販売課

西都市食育・地産地消推進計画（西都市6次産業化戦略）  
令和6年3月改定

発行：西都市役所 農林課

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地

電話：0983-43-0382 FAX：0983-43-4865

メール：[nourin@city.saito.lg.jp](mailto:nourin@city.saito.lg.jp)